

資料

川崎市感染症発生動向調査事業実施要領

第1 目 的

感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果の市民や医療関係者への的確な提供・公開は感染症対策の基本であり、すべての対策の前提となるものであることから、感染症発生動向調査は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の第3章（第12条～第16条）に位置づけられている。これに基づき、本市の一類感染症から五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び疑似症について、一元的な情報の収集、分析、提供・公開体制を構築することにより、プライマリーケアの推進に資するとともに、予防接種、衛生教育等の適切な予防措置を講じ、もってこれらの疾病のまん延を防止し、市民の健康の保持に寄与することを目的として、本要領をここに定める。

第2 対象疾病

この事業の対象疾病は、次のとおりとする。

1 全数把握対象感染症

(1) 一類感染症

(1)エボラ出血熱、(2)クリミア・コンゴ出血熱、(3)痘そう、(4)南米出血熱、(5)ペスト、(6)マールブルグ病、(7)ラッサ熱

(2) 二類感染症

(8)急性灰白髄炎、(9)結核、(10)ジフテリア、(11)重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、(12)中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)、(13)鳥インフルエンザ(H5N1)、(14)鳥インフルエンザ(H7N9)

(3) 三類感染症

(15)コレラ、(16)細菌性赤痢、(17)腸管出血性大腸菌感染症、(18)腸チフス、(19)パラチフス

(4) 四類感染症

(20)E型肝炎、(21)ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む。)、(22)A型肝炎、(23)エキノコックス症、(24)黄熱、(25)オウム病、(26)オムスク出血熱、(27)回帰熱、(28)キャサナル森林病、(29)Q熱、(30)狂犬病、(31)コクシジオイデス症、(32)サル痘、(33)重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。)、(34)腎症候性出血熱、(35)西部ウマ脳炎、(36)ダニ媒介脳炎、(37)炭疽、(38)チクングニア熱、(39)つつが虫病、(40)デング熱、(41)東部ウマ脳炎、(42)鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9を除く。)、(43)ニパウイルス感染症、(44)日本紅斑熱、(45)日本脳炎、(46)ハンタウイルス肺症候群、(47)Bウイルス病、(48)鼻疽、(49)ブルセラ症、(50)ベネズエラウマ脳炎、(51)ヘンドラウイルス感染症、(52)発しんチフス、(53)ボツリヌス症、(54)マラリア、(55)野兔病、(56)ライム病、(57)リッサウイルス感染症、(58)リフトバレー熱、(59)類鼻疽、(60)レジオネラ症、(61)レプトスピラ症、(62)ロッキー山紅斑熱

(5) 五類感染症(全数)

(63)アメーバ赤痢、(64)ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く。)、(65)カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、(66)急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)

く。)、(67)クリプトスポリジウム症、(68)クロイツフェルト・ヤコブ病、(69)劇症型溶血性レンサ球菌感染症、(70)後天性免疫不全症候群、(71)ジアルジア症、(72)侵襲性インフルエンザ菌感染症、(73)侵襲性髄膜炎菌感染症、(74)侵襲性肺炎球菌感染症、(75)水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る。)、(76)先天性風しん症候群、(77)梅毒、(78)播種性クリプトコックス症、(79)破傷風、(80)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(81)バンコマイシン耐性腸球菌感染症、(82)風しん、(83)麻しん、(84)薬剤耐性アシネトバクター感染症

- (6) 新型インフルエンザ等感染症
 - (110)新型インフルエンザ、(111)再興型インフルエンザ
- (7) 指定感染症
 - 該当なし

2 定点把握対象感染症

(1) 五類感染症

(85)RSウイルス感染症、(86)咽頭結膜熱、(87)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(88)感染性胃腸炎、(89)水痘、(90)手足口病、(91)伝染性紅斑、(92)突発性発しん、(93)百日咳、(94)ヘルパンギーナ、(95)流行性耳下腺炎、(96)インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)、(97)急性出血性結膜炎、(98)流行性角結膜炎、(99)性器クラミジア感染症、(100)性器ヘルペスウイルス感染症、(101)尖圭コンジローマ、(102)淋菌感染症、(103)クラミジア肺炎(オウム病を除く。)、(104)細菌性髄膜炎(髄膜炎菌、肺炎球菌、インフルエンザ菌を原因として同定された場合を除く。)、(105)ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、(106)マイコプラズマ肺炎、(107)無菌性髄膜炎、(108)メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(109)薬剤耐性緑膿菌感染症

(2) 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

(112)摂氏39度以上の発熱及び呼吸器症状(明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。)
若しくは(113)発熱及び発しん又は水疱(ただし、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合を除く。)

3 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の対象

二類感染症

- (13)鳥インフルエンザ(H5N1)

第3 実施主体及び協力関係機関

1 実施主体

- (1) 健康福祉局健康安全部(以下「健康安全部」という。)
- (2) 保健所
- (3) 健康福祉局健康安全研究所(以下「健康安全研究所」という。)

2 協力関係機関

- (1) 公益社団法人川崎市医師会
- (2) 市民・こども局
- (3) 教育委員会

第4 実施体制

情報処理の総合的かつ円滑な推進を図るため、次の体制で実施する。

1 川崎市感染症情報センター

川崎市感染症情報センター（以下「感染症情報センター」という。）は、健康安全研究所に置き、市内の患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集・分析し、中央感染症情報センターへ報告するとともに、全国情報と併せて健康安全部及び保健所等の関係機関に速やかに提供・公開する。

2 健康安全部

健康安全部は、感染症情報センターから送付された感染症情報等について、必要に応じて情報を追加し、協力関係機関及び庁内関係部署等に速やかに提供する。

3 保健所

保健所は、管内の医療機関から患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集し、速やかに感染症情報センターへ報告する。また、感染症情報センターから送付された感染症情報等は、速やかに管内の医療機関等に提供する。

4 健康安全研究所

健康安全研究所は、医療機関で採取された検体を検査し、その検査結果を速やかに保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、健康安全部に報告する。

5 協力関係機関

市内の医療機関の中から選定された指定届出機関（患者定点、疑似症定点及び病原体定点）は患者情報、疑似症情報及び必要な病原体情報を、保健所を経由して感染症情報センターに提供する。

市民・こども局は、集団施設（保育園）を患者定点とし、川崎市感染症情報センター、健康安全部及び保健所等に患者情報を提供する。

教育委員会は、集団施設（市立小学校、市立中学校、市立高等学校及び市立特別支援学校）を患者定点とし、健康安全部に患者情報を提供する。

6 川崎市感染症発生動向調査委員会

本事業の適切な運用を図るため、川崎市感染症対策協議会に小児科、内科、眼科、皮膚科、泌尿器科、微生物学、疫学等の専門家からなる川崎市感染症発生動向調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第5 事業の実施

1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2の（73）及び（83））、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2の（73）及び（83））、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を「感染症の予防及び感

感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」(平成18年3月8日付け健感発第0308001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出の基準等通知」という。)に基づく医師の届出の基準により診断した場合は、届出の基準等通知に基づく医師の届出の様式のうち該当する感染症の様式を用いて、直ちに最寄りの保健所を經由して市長に届出を行う。また保健所から当該患者の病原体検査のための検体及び病原体情報の提供の依頼を受けた場合にあつては、協力可能な範囲において検体及び病原体情報について、第1号様式の検査票を添付して、保健所の協力を得て健康安全研究所に送付する。

イ 保健所

- (ア) 当該届出を受けた保健所は、直ちに感染症情報センターへ感染症発生動向調査システムにより報告するものとする。また保健所は、当該患者を診断した医師に対して、必要に応じて病原体検査のための検体及び病原体情報の健康安全研究所への提供について依頼するものとする。
- (イ) 保健所は、提供された病原体検査のための検体及び検査票を、健康安全部と連携し、健康安全研究所へ搬送する。
- (ウ) 保健所は、健康安全研究所の検査成績書を診断した医師へ速やかに送付する。
- (エ) 保健所は、感染症情報センターから提供された感染症情報を指定届出機関等に速やかに提供する。

ウ 健康安全研究所

- (ア) 健康安全研究所は第1号様式の検査票及び検体並びに病原体情報が送付された場合にあつては、当該検体を検査し、その結果を保健所を經由して診断した医師に通知するとともに、第1号様式により健康安全部へ報告する。
また、病原体情報及び検査結果を感染症発生動向調査システムにより中央感染症情報センターへ報告する。
- (イ) 検査のうち、健康安全研究所において実施することが困難なものについては、必要に応じて国立感染症研究所等に検査を依頼する。
- (ウ) 健康安全研究所は、患者が一類感染症と診断されている場合、市外に及ぶ集団発生があった場合等の緊急の場合にあつては、検体を国立感染症研究所に送付する。

エ 感染症情報センター

- (ア) 感染症情報センターは、市内の患者情報について、保健所からの報告があり次第、登録情報の確認を行い、感染症発生動向調査システムにより中央感染症情報センターへ報告する。
- (イ) 感染症情報センターは、市内の患者情報及び病原体情報(検査情報を含む。)を収集、分析し、その結果を全国情報と併せて、健康安全部及び保健所等の関係機関に速やかに提供するとともに、ホームページ等により公開する。

オ 健康安全部

健康安全部は、感染症情報センターから送付された感染症情報等について、必要に応じて情報を追加し、協力関係機関及び庁内関係部署等へ、メール及び庁内便等により、速やかに提供する。

2 全数把握対象の五類感染症(第2の(73)及び(83)を除く。)

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

全数把握対象の五類感染症（第2の（73）及び（83）を除く。）を届出の基準等通知に基づく医師の届出の基準により診断した医師は、届出の基準等通知に基づく医師の届出の様式のうち該当する感染症の様式を用いて、7日以内に最寄りの保健所を経由して市長に届出を行う。また保健所から当該患者の病原体検査のための検体及び病原体情報の提供について依頼を受けた場合にあっては、協力可能な範囲において、検体及び病原体情報について、第1号様式の検査票を添付して保健所の協力を得て健康安全研究所に送付する。

イ 保健所

- (ア) 当該届出を受けた保健所は、7日以内の可能な限り早い段階で感染症情報センターへ感染症発生動向調査システムにより報告するものとする。また保健所は、第2の(63)、(65)、(66)、(68)、(69)、(70)、(72)、(74)、(76)、(78)、(79)、(80)、(81)、(82)又は(84)の患者を診断した医師に対して、必要に応じて病原体検査のための検体及び病原体情報の健康安全研究所への提供について依頼するものとする。
- (イ) 保健所は、提供された病原体検査のための検体及び検査票を、健康安全部と連携し、健康安全研究所へ搬送する。
- (ウ) 保健所は、健康安全研究所の検査成績書を診断した医師に速やかに送付する。
- (エ) 保健所は、感染症情報センターから提供された感染症情報を指定届出機関等に速やかに提供する。

ウ 健康安全研究所

- (ア) 健康安全研究所は第1号様式の検査票及び検体並びに病原体情報が送付された場合にあっては、当該検体を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、第1号様式により健康安全部へ報告する。
また、病原体情報及び検査結果を感染症発生動向調査システムにより中央感染症情報センターへ報告する。
- (イ) 検査のうち、健康安全研究所において実施することが困難なものについては、必要に応じて国立感染症研究所等に検査を依頼する。
- (ウ) 健康安全研究所は、市外に及ぶ集団発生があった場合等の緊急の場合にあっては、検体を国立感染症研究所に送付する。

エ 感染症情報センター

- (ア) 感染症情報センターは、市内の患者情報について、保健所が診断した医師から届出を受けてから7日以内に、登録情報の確認を行い、感染症発生動向調査システムにより中央感染症情報センターへ報告する。
- (イ) 感染症情報センターは、市内の患者情報及び病原体情報（検査情報を含む。）を収集、分析し、その結果を全国情報と併せて、健康安全部及び保健所等の関係機関に速やかに提供するとともに、ホームページ等により公開する。

オ 健康安全部

健康安全部は、感染症情報センターから送付された感染症情報等について、必要に応じて情報を追加し、協力関係機関及び庁内関係部署等あて、メール及び庁内便等により、速やかに提供する。

3 定点把握対象の五類感染症

(1) 対象とする感染症の状態

各々の定点把握対象の五類感染症について、届出の基準等通知に基づく指定届出機関

の管理者の届出の基準により、当該疾病の患者と診断される場合とする。

(2) 指定届出機関（患者定点及び病原体定点）の選定

ア 患者定点

定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、次により患者定点医療機関を選定する。

(ア) 人口及び医療機関の分布等を勘案し、地域全体の疾病の発生状況が的確に把握できるよう考慮する。

(イ) 対象感染症のうち、第2の(85)から(95)までにあげるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定する。小児科定点の数は、各保健所について別表1のとおりとする。

(ウ) 対象感染症のうち、第2の(96)に掲げるインフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）については、前記(イ)で選定した小児科定点に加え、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科定点として指定し、両者を合わせたインフルエンザ定点及び別途後記(カ)に定める基幹定点とすること。内科定点の数は、各保健所について別表1のとおりとする。

なお、基幹定点における届出基準は、インフルエンザ定点と異なり、入院患者に限定されることに留意すること。

(エ) 対象感染症のうち、第2の(97)及び(98)に掲げるものについては、眼科を標榜する医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）を眼科定点として指定する。眼科定点の数は、各保健所について別表1のとおりとする。

(オ) 対象感染症のうち、第2の(99)から(102)に掲げるものについては、産婦人科若しくは産科若しくは婦人科（産婦人科系）、医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の二第一項第一号ハ及びニ（2）の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科又は泌尿器科若しくは皮膚科を標榜する医療機関（主として各々の標榜科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定する。性感染症定点の数は、各保健所について別表1のとおりとする。

(カ) 対象感染症のうち、第2の(88)のうち病原体がロタウイルスであるもの及び(103)から(109)までに掲げるものについては、対象患者がほとんど入院患者であるため、患者を300人以上収容する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を各2次医療圏域毎に1箇所以上、基幹定点として指定する。

イ 病原体定点

病原体の分離等の検査情報を収集するため、次により病原体定点を選定する。

(ア) 患者定点の医療機関の中から選定する。

(イ) アの(イ)により選定された患者定点のうち、各区1医療機関を小児科病原体定点とし、第2の(86)から(88)まで、(90)及び(93)から(95)までを対象感染症とする。

(ウ) 前記イの(イ)により選定された医療機関及びアの(ウ)により選定された内科定点のうち各区1医療機関を合わせたインフルエンザ病原体定点並びに別途後記(カ)に定める基幹病原体定点については、第2の(96)を対象感染症とする。

(エ) アの(エ)により選定された患者定点のうち1医療機関を眼科病原体定点として、第2の(97)及び(98)を対象感染症とする。

(オ) アの(オ)により選定された患者定点は、全て基幹病原体定点として、第2の(88)のうち病原体がロタウイルスであるもの及び(104)及び(107)を対象感染症とする。

(3) 調査単位等

- ア 患者情報のうち、(2)のアの(イ)、(ウ)、(エ)及び(カ) (第2の(105)、(108)、及び(109)に関する患者情報を除く。)により選定された患者定点に関するものについては、1週間(月曜日から日曜日)を調査単位として、(2)のアの(ウ)及び(カ) (第2の(105)、(108)、及び(109)に関する患者情報のみ)により選定された患者定点に関するものについては、各月を調査単位とする。
- イ 病原体情報については、原則として結果がまとまり次第報告する。

(4) 実施方法

ア 患者定点

- (ア) 患者定点の医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、調査単位の期間の診療時における届出の基準等通知に基づく指定届出機関の管理者の届出の基準により、患者発生状況の把握を行うものとする。
- (イ) (2)のアの(イ)により選定された小児科定点においては第2号様式により、同(ウ)により選定された内科定点においては第3号様式により、同(エ)により選定された眼科定点においては第4号様式により、同(ウ)により選定された性感染症定点においては第5号様式により、同(カ)により選定された基幹定点においては第6号様式及び第7号様式により、それぞれ調査単位の患者発生状況等を記載する。
- (ウ) 第2号様式から第7号様式までによる患者情報については、調査単位が週単位の場合は翌週の月曜日に、調査単位が月単位の場合は別途指定する日の正午までに、それぞれ管轄する保健所へFAXにより送付する。

イ 病原体定点

- (ア) 病原体定点は、厚生労働省健康局長通知に定める病原体検査指針により、微生物学的検査のために検体を採取する。
- (イ) 病原体定点で採取された検体は、第1号様式の検査票を添付して、管轄する保健所へ検査を依頼する。

ウ 保健所

- (ア) 保健所は、定点医療機関から得られた週単位報告の情報項目については翌週の火曜日正午までに、月単位報告の情報項目については別途指定する日の正午までに、それぞれ感染症情報センターへ感染症発生動向調査システムにより報告する。また、対象感染症についての集団発生その他特記すべき情報についても感染症情報センターへ報告する。
- (イ) 保健所は、病原体定点から検査依頼の連絡を受けたときは、当該病原体定点から第1号様式の検査票及び検体を、健康安全部と連携し、健康安全研究所へ搬送する。
- (ウ) 保健所は、健康安全研究所の検査成績書を当該病原体定点へ速やかに送付する。
- (エ) 保健所は、感染症情報センターから還元された感染症情報を指定届出機関等に速やかに提供する。

エ 健康安全研究所

- (ア) 健康安全研究所は、第1号様式の検査票及び検体が送付された場合にあつては、当該検体を検査し、その結果を病原体情報として、保健所を経由して病原体定点に通知するとともに、健康安全部へ報告する。
- また、病原体情報及び検査結果を感染症発生動向調査システムにより中央感染症情報センターへ報告する。
- (イ) 検査のうち、健康安全研究所において実施することが困難なものについては、必

要に応じて国立感染症研究所等へ検査を依頼する。

- (ウ) 健康安全研究所は、市外に及ぶ集団発生があった場合等の緊急の場合にあっては、検体を国立感染症研究所に送付する。

オ 感染症情報センター

- (ア) 感染症情報センターは、市内の患者情報について、保健所から報告があり次第、登録情報の確認を行い、感染症発生動向調査システムにより、中央感染症情報センターへ報告する。
- (イ) 感染症情報センターは、患者定点から得られた患者情報の集計及び健康安全研究所の検査情報並びに中央感染症情報センターから得られた全国情報を分析し、週報又は月報として、健康安全部及び保健所等の関係機関に速やかに提供するとともに、ホームページ等により公開する。
- (ウ) 感染症情報センターは、他の都道府県及び指定都市と情報の交換を行うものとする。

カ 健康安全部

健康安全部は、感染症情報センターから送付された感染症情報等について、必要に応じて情報を追加し、協力関係機関及び庁内関係部署等あて、メール及び庁内便等により、速やかに提供する。

4 集団施設における感染症発生状況調査

(1) 対象とする情報

国立感染症研究所が提供する学校欠席者情報収集システム(保育園サーベイランス含む)にて情報収集する欠席及び出席停止の情報等とする。

ただし、学校欠席者情報収集システムに参加していない集団施設については、学校保健安全法第19条に基づき又はそれに準じて指示を行った出席停止の情報とする。

(2) 届出施設

市内の保育園、市立小学校、市立中学校、市立高等学校及び市立特別支援学校とする。

(3) 調査単位等

月を調査単位とする。

(4) 実施方法

ア 市民・こども局

市民・こども局は、市内の保育園が学校欠席者情報収集システムに毎日入力する欠席及び出席停止の情報等を川崎市感染症情報センター、健康安全部及び保健所等と共有する。

イ 教育委員会

教育委員会は、学校からの感染症別、学年及び年齢別発生情報を第9号様式により、翌月の7日までに健康安全部へ報告する。

ウ 健康安全部

健康安全部は、教育委員会から第9号様式により報告された発生情報を感染症情報センターに送付する。また、後日感染症情報センターから送付された分析情報について、必要に応じて情報を追加し、協力医療機関及び庁内関係部署等あて、メール及び庁内便により、速やかに提供する。

エ 感染症情報センター

感染症情報センターは、市民・こども局及び教育委員会から得られた発生情報を集

計・分析し、月報として、健康安全部及び保健所等の関係機関に速やかに提供するとともに、ホームページ等により公開する。また、健康危機事象発生時には、健康安全部及び保健所等と連携し、対策の支援を行う。

5 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

(1) 対象とする疑似症の状態

各々の疑似症について、別に定める報告基準を参考とし、当該疑似症の患者と診断される場合とする。

(2) 定点の選定

ア 疑似症定点

(ア) 疑似症の発生状況を地域的に把握するため、次により疑似症定点を選定する。

a 人口及び医療機関の分布等を勘案し、地域全体の疾病の発生状況が的確に把握できるよう考慮する。

b 対象疑似症のうち第2の(112)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）又は内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を第一号疑似症定点として指定する。

c 対象疑似症のうち第2の(113)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）又は内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）又は皮膚科を標榜する医療機関（主として皮膚科医療を提供するもの）を第二号疑似症定点として指定する。

d 各疑似症定点の数は、各保健所について別表2のとおりとし、内科を標榜する医療機関については、第5の3(2)ア(カ)に掲げる基幹定点の要件を満たす病院を2次医療機関毎に1箇所以上含むよう考慮する。

(3) 実施方法

ア 疑似症定点

(ア) 疑似症定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、診療時における別に定める報告基準により、直ちに疑似症発生状況の把握を行うものとする。

(イ) (2)のアにより選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、別に定める基準に従い、直ちに疑似症発生状況等を記載する。なお、当該疑似症の届出については、原則として症候群サーベイランスシステムへの入力により実施することとする。

(ウ) (イ)の届出に当たっては感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第7条に従い行うものとする。

イ 保健所

(ア) 保健所は疑似症定点における症候群サーベイランスシステムへの入力を実施することができない場合、当該疑似症定点から得られた疑似症情報を、直ちに症候群サーベイランスシステムに入力するものとする。また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報については、感染症情報センターへ報告する。

(イ) 保健所は、疑似症の発生状況を把握し、指定届出機関その他の関係医療機関等に発生状況を提供し、連携を図る。

ウ 感染症情報センター

(ア) 感染症情報センターは、疑似症情報について保健所からの情報の入力があり次第、

登録情報の確認を行う。

- (イ) 感染症情報センターは、市内すべての疑似症情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される全国情報と併せて、健康安全部及び保健所等の関係機関に提供・公開する。

6 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の実施方法

(1) 保健所

鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査を実施した保健所は、「鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の実施等について」（平成18年11月22日付け健感発第1122001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）で定める基準に従い、直ちに疑い症例調査支援システムに調査内容を入力するものとする。

(2) 健康安全研究所

ア 健康安全研究所は、検体が送付された場合にあつては、当該検体を検査し、その結果を保健所に通知する。通知を受けた保健所においては、その内容を直ちに疑い症例調査支援システムに入力する。

イ 鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の結果を厚生労働省に報告する場合にあつては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第9条第2項に従い、検体を国立感染症研究所に送付する。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施要領は、平成11年4月1日から施行する。
(川崎市結核・感染症発生動向調査事業実施要領の廃止)
- 2 川崎市結核・感染症発生動向調査事業実施要領（昭和62年川衛環第269号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この実施要領は、平成14年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施要領は、平成16年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の要領の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施要領は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の要領の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施要領は、平成18年6月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要領の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施要領は、平成18年11月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要領の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施要領は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要領の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施要領は、平成20年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要領の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施要領は、平成20年5月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要領の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施要領は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要領の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施要領は、平成23年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要領の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施要領は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要領の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この実施要領は、平成23年9月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この実施要領は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要領の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この実施要領は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要領の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

この実施要領は、平成25年3月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

この実施要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この実施要領は、平成25年5月6日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要領の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

この実施要領は、平成25年10月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

この実施要領は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この実施要領は、平成27年1月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この実施要領は、平成27年5月21日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要領の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要

な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

別表 1

保健所名	小児科定点	内科定点	眼科定点	性感染症定点
川崎保健所	5	3	1	1
幸保健所	4	3	1	1
中原保健所	5	3	1	1
高津保健所	5	3	1	1
宮前保健所	5	3	1	1
多摩保健所	5	3	1	1
麻生保健所	4	3	1	1

別表 2

保健所名	第一号疑似症定点	第二号疑似症定点
川崎保健所	1 2	1 2
幸保健所	8	8
中原保健所	1 2	1 2
高津保健所	1 2	1 2
宮前保健所	1 2	1 2
多摩保健所	1 1	1 1
麻生保健所	9	9

第1号様式

一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症検査票（病原体）

定点医療機関の場合は該当するものを○で囲んでください。 ・インフルエンザ定点 ・小児科定点 ・眼科定点 ・性感染症定点 ・基幹定点	
---	--

依頼者 保健福祉センター（健康安全全部感染症担当分）	第 号				
	平成 年 月 日交付	担任	係長	副所長	
医療機関名 (宛先) 川崎市長 次の試験検査を依頼します。	※ 処 理 欄	全額	領収		
		担任	合議	係長	係長
[主治医等記載欄]		課長	所長		
診断名					
検体送付日	年 月 日	分離株（無、有、検査中）			
発病日	年 月 日	患者	性別	男・女	検体
採取日	年 月 日	年齢	歳	か月	No.
検査材料 [該当するもの一つを○で囲んでください。]	・ふん便（腸内容物、直腸ぬぐい液）・髄液 ・尿 ・吐物 ・喀痰 ・咽頭ぬぐい液 ・うがい液 ・鼻腔ぬぐい液 ・鼻汁 ・気管吸引液 ・穿刺液（腹水、胸水、関節液、その他 []） ・皮膚病巣（水疱内容、痂皮、創傷） ・結膜ぬぐい液（結膜擦過物、眼脂） ・陰部尿道頸管擦過物/分泌物 ・細胞診、生検、剖検材料（臓器 []） ・血液（全血、血清、血漿、抗凝固剤 []） ・その他 []				
	・無症状 ・頭痛 ・発熱（最高 ℃） ・倦怠感 ・熱性けいれん ・関節痛（関節炎）、筋肉痛 ・口内炎 ・鼻水 ・咳 ・上気道炎（咽頭炎/痛、扁桃炎） ・下気道炎（肺炎、気管支炎） ・水疱 ・発しん（丘しん、紅斑、バラしん） ・出血傾向※全身性のもの ・リンパ節腫脹（部位 []）、唾液腺腫脹、浮腫（部位 []） ・ショック症状（低血圧、循環不全） ・胃腸炎（下痢、血便、嘔気、嘔吐、腹痛） ・角膜炎、結膜炎、角結膜炎 ・髄膜炎、意識障害、麻痺（部位 []）、中枢神経系症状（脳炎、脳症、脊髄炎、その他 []） ・循環器障害（心筋炎、心膜炎、心不全） ・黄疸 ・肝機能障害 ・腎機能障害（HUS、血尿、乏尿、蛋白尿、多尿、腎不全） ・尿路生殖器障害（膀胱炎、尿道炎、外陰炎、頸管炎） ・その他の症状（上記以外の症状や臨床徴候） []				
基礎疾患					
転帰	経過観察中、軽快、治癒、後遺症有り、死亡（原因 []）				

この用紙は4枚複写となっています。4枚複写のまま検体とともに提出してください。

[主治医等記載欄]

発生の状況	・散発 ・地域流行 ・家族内発生（無・有） ・集団発生（無・有） ・発生市区町村（ [] ） 有の場合（保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学、宿舎・寮、病院、老人ホーム[介護施設を含む]、福祉・養護施設、旅館・ホテル、飲食店、事業所、海外ツアー、国内ツアー、その他 []）				
	最近の海外渡航歴	国名	[]		
ワクチン接種歴	期間	年 月 日～	年 月 日		
	(無、有、不明)	最終接種年月日	年 月 日		
インフルエンザ迅速キット使用	ワクチン名	(Lot No [])			
抗インフルエンザ薬投与	(無、有：メーカー名【 [] 】【 [] ）、				
主治医等からの川崎市健康安全研究所への連絡事項					

[健康安全研究所記載欄]

記載者名					
抗体検出 方法	(蛍光、IP、ELISA、CF、HI、PA、中和、イムノプロット、ゲル内沈降、凝集反応、その他 [])				
結果	([])				
病原体検出	検出年月日	年 月 日			
	検出方法 [陽性となった方法を○で囲んでください。]	・分離培養（細胞培養：細胞名 []、人工培地、発育鶏卵、動物、その他 []） ・抗原検出（蛍光、EIA、RPHA、LA、PA、IC[イムノクロマト]、その他 []） ・遺伝子検出 1 非増幅（[ハイブリ、PAGE、その他 []） 2 増幅（[PCR、PCR+ハイブリ、PCR+シーケンス、リアルタイムPCR、LAMP、その他 []） ・電顕 ・鏡検			
検出病原体（群、型、亜型）					

[健康安全研究所手数料記載欄]

<input type="checkbox"/> 感染症対策事業費	円×	件
<input type="checkbox"/> 発生動向調査事業費	円×	件
<input type="checkbox"/>	円×	件

注1) 主治医記載欄については、検体送付日において可能な範囲で記載をお願いします。

注2) ワクチン接種歴については、当該疾患に係るものにつき記載してください。

注3) 医療機関（民間検査所を含む）で病原体を分離した場合は、可能な範囲で川崎市健康安全研究所への分離株の送付をお願いします。

感染症発生動向調査(小児科定点)(インフルエンザ定点)

調査期間 平成 年 月 日 ~ 月 日

医療機関名

		0~5 ヵ月	6~11 ヵ月	1歳	2	3	4	5	6	7	8	9	10~14	15~19	20歳 以上	合計
RSウイルス感染症	男															
	女															
咽頭結膜熱	男															
	女															
A群溶血性レンサ 球菌咽頭炎	男															
	女															
感染性胃腸炎	男															
	女															
水痘	男															
	女															
手足口病	男															
	女															
伝染性紅班	男															
	女															
突発性発しん	男															
	女															
百日咳	男															
	女															
ヘルパンギーナ	男															
	女															
流行性耳下腺炎	男															
	女															

* 感染性胃腸炎については、原因の如何に関わらず届出基準に合致する患者を診断し、又は死体を検案した場合に届出を行うこと。

		0~5 ヵ月	6~11 ヵ月	1歳	2	3	4	5	6	7	8	9	10~ 14	15~ 19	20~ 29	30~ 39	40~ 49	50~ 59	60~ 69	70~ 79	80歳 以上	合計
インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び 新型インフルエンザ等感 染症を除く)	男																					
	女																					

第3号様式

区役所保健福祉センター衛生課感染症発生動向調査担当あて

週報

感染症発生動向調査（インフルエンザ定点）

調査期間 平成 年 月 日 ～ 年 月 日

医療機関名： _____

		0～5 カ月	6～11 カ月	1歳	2	3	4	5	6	7	8	9	10～ 14	15～ 19	20～ 29	30～ 39	40～ 49	50～ 59	60～ 69	70～ 79	80歳 以上	合計
インフルエンザ (鳥インフルエ ンザ及び新型イ ンフルエンザ等 感染症を除く)	男																					
	女																					

感染症発生動向調査（眼科定点）

調査期間 平成 年 月 日 ～ 年 月 日

医療機関名： _____

		0～5 カ月	6～11 カ月	1歳	2	3	4	5	6	7	8	9	10～ 14	15～ 19	20～ 29	30～ 39	40～ 49	50～ 59	60～ 69	70歳 以上	合計	
急性出血性結膜炎	男																					
	女																					
流行性角結膜炎	男																					
	女																					

感染症発生動向調査（STD定点）

調査期間 平成 年 月 日 ～ 年 月 日

医療機関名： _____

		0歳	1～4	5～9	10～ 14	15～ 19	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	50～ 54	55～ 59	60～ 64	65～ 69	70歳 以上	合計
性器クラミジア感染症	男																	
	女																	
性器ヘルペスウイルス感染症	男																	
	女																	
尖圭コンジローマ	男																	
	女																	
淋菌感染症	男																	
	女																	

感染症発生動向調査（基幹定点）

調査期間 平成 年 月 日 ～ 年 月 日

医療機関名： _____

I D 番号	性	年 齢 (0歳は月 齢)	疾 病 名*	病原体名称 (検査結果)	病 原 体 検 査		ロタウイルスワクチン	
					左記の結果を得た 病原体検査方法**		接種歴	最終接種年月日 (メーカー)
			1 2 3 4 5		1 2 3 4 5 6 7		有 (回) 無 ・ 不明	()
			1 2 3 4 5		1 2 3 4 5 6 7		有 (回) 無 ・ 不明	()
			1 2 3 4 5		1 2 3 4 5 6 7		有 (回) 無 ・ 不明	()
			1 2 3 4 5		1 2 3 4 5 6 7		有 (回) 無 ・ 不明	()

※ 感染性胃腸炎（病原体がロタウイルスであるものに限る。）の患者を診察された場合については、右欄にあります **ロタウイルス** に関するワクチン接種歴の記載について御協力をお願いします。
 なお、必要に応じて詳細を問い合わせさせていただくこともありますので御了承ください。

*** 疾病名**

- 1：細菌性髄膜炎（髄膜炎菌、肺炎球菌、インフルエンザ菌を原因として同定された場合を除く。）
- 2：無菌性髄膜炎（真菌、結核菌、マイコプラズマ、リケッチア、クラミジア、原虫を含む。）
- 3：マイコプラズマ肺炎
- 4：クラミジア肺炎（全数届出疾患のオウム病を除く。）
- 5：感染性胃腸炎（病原体がロタウイルスであるものに限る。）

**** 病原体検査方法**

- 1：分離・同定
- 2：抗原検出
- 3：核酸検出（PCR・LAMP等）
- 4：塗抹検鏡
- 5：電顕
- 6：抗体検出
- 7：その他

< 記載上の注意 >

- ・細菌性髄膜炎および無菌性髄膜炎：病原体が判明している場合は、その病原体名（複数検出された場合は、主要なもの 一種のみ記載）、その結果を得た病原体検査方法（複数の場合は、最も根拠となった方法一つを選択）及びその検体名を記載。病原体が判明していない場合は、病原体名称欄に“検出せず”と記載してください（病原体検査欄の記載は不要）。
- ・マイコプラズマ肺炎：病原体検査診断が必須。病原体名称欄に *M. pneumoniae* と記載の上、病原体検査方法（1、2、3、6、7のいずれか。複数の場合は主要な一つを選択）及びその検体名を記載してください。
- ・クラミジア肺炎：病原体検査診断が必須。病原体名称欄に *C. pneumoniae*、*C. trachomatis* を記載の上、病原体検査方法（1、2、3、6、7のいずれか。複数の場合は主要な一つを選択）及びその検体名を記載してください。
- ・感染性胃腸炎（病原体がロタウイルスであるものに限る。）：病原体検査診断が必須。病原体名称欄にロタウイルスと記載の上、病原体検査方法（1、2、3、7のいずれか、複数の場合は主要な一つを選択）及びその検体名（便）を記載して下さい。

インフルエンザによる入院患者の報告

※ありの場合には、第6-2号様式の提出もお願いします。

インフルエンザに罹患し、入院した患者（院内感染を含む）

あり※

なし

感染症発生動向調査(基幹定点) (インフルエンザによる入院患者の報告)

調査期間 平成 年 月 日～ 年 月 日

医療機関名 _____

ID番号	性別	年齢 (0歳は月齢)	入院時の対応						備考
			ICU入室	人工呼吸器 の利用	頭部CT検査 (予定含む)	頭部MRI検査 (予定含む)	脳波検査 (予定含む)	いずれにも 該当せず	
1	男・女								
2	男・女								
3	男・女								
4	男・女								
5	男・女								
6	男・女								
7	男・女								
8	男・女								
9	男・女								
10	男・女								
11	男・女								
12	男・女								
13	男・女								
14	男・女								
15	男・女								

<記載上の留意>

- インフルエンザに罹患し、入院した患者(院内感染を含む)を報告してください
- 入院時の患者対応については、該当する項目欄の全てに○を記入してください

感染症発生動向調査（基幹定点）

調査期間 平成 年 月 日 ～ 年 月 日

医療機関名： _____

ID 番号	性	年齢 (0歳は月齢)	疾 病 名*	検体採取部位**
1			1 2 3	
2			1 2 3	
3			1 2 3	
4			1 2 3	
5			1 2 3	
6			1 2 3	
7			1 2 3	
8			1 2 3	
9			1 2 3	
10			1 2 3	

- * 疾病名（番号を○で囲む）
 1：メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症
 2：ペニシリン耐性肺炎球菌感染症
 3：薬剤耐性緑膿菌感染症

** 検体採取部位
 複数部位から検出された場合は、
 最も重要と考えられる1カ所のみを記載。

この届出は診断後直ちに行ってください。

感染症発生動向調査（疑似症定点）

報告日 平成 年 月 日

医療機関名： _____

症候群分類 *	1	2
年 齡	歳	ヶ月
性 別	男	女

* 症候群分類（番号を○で囲む）

1：摂氏38度以上の発熱及び呼吸器症状（明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。）

2：発熱及び発疹又は水疱

平成 年 月 日

教育委員会学校教育部
健康教育課長 様

川崎市_____区
学 校 名
学 校 長 名

学校感染症等による出席停止報告

平成 年 月分

学年 疾病名	1	2	3	4	5	6	合計
百日咳							
インフルエンザ 様疾患							
麻疹							
流行性 耳下腺炎							
水痘							
風疹							
流行性 角結膜炎							
急性出血性 結膜炎							
咽頭結膜熱							
髄膜炎菌性 髄膜炎							
A群溶血性レンサ 球菌咽頭炎 (溶連菌感染症)							
その他 (病名)							
計							
摘 要							

今、何の病気が流行しているか！

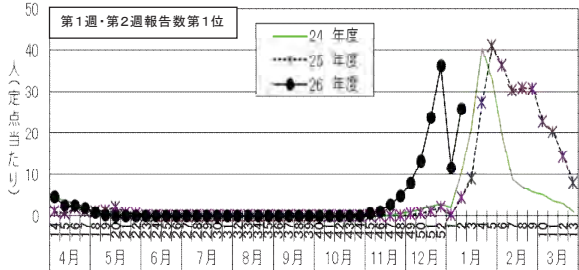
【感染症発生動向調査事業から】



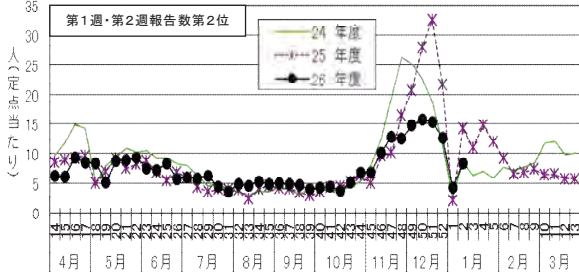
平成26年12月29日(月)～平成27年1月4日(日)【第1週】及び平成27年1月5日(月)～1月11日(日)【第2週】の感染症発生状況
 第1週及び第2週で定点当たり患者報告数の多かった疾病は、1)インフルエンザ 2)感染性胃腸炎 3)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎でした。
 第1週は年末年始の期間であり、多くの医療機関が休診であったため、全ての疾患で報告数が減少しました。
 第2週は、インフルエンザの定点当たり患者報告数が25.78人となり、例年よりかなり高いレベルで推移しています。再度流行発生警報基準値(定点当たり30人)を超える可能性がありますので注意が必要です。



インフルエンザ発生状況(3年間)



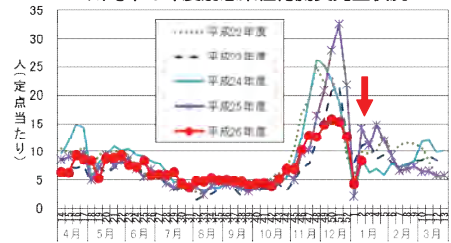
感染性胃腸炎発生状況(3年間)



感染性胃腸炎にもご注意を！

年末年始にかけてインフルエンザの流行が全国的に注目されていますが、冬に流行する疾患として、「**感染性胃腸炎**」にも注意が必要です。
 健康安全研究所には、昨年10月以降、感染性胃腸炎が疑われる患者の検体が128件搬入されました。うち62件(48%)から**ノロウイルス**が検出されています。ノロウイルスはGI(1～8)とGII(1～19)の2種類に分類されますが、今シーズンはGII.4という昨シーズンに流行したものと同一型のウイルスが多く検出されました。
 散発的な発生だけでなく、**感染性胃腸炎の集団発生も報告されています**ので、日頃からトイレの後や食事の前の**手洗いを徹底**するなど、感染予防を心がけましょう。

川崎市の年度別感染性胃腸炎発生状況



発行 川崎市健康安全研究所・健康福祉局健康安全部・各区役所保健福祉センター(保健所)
 (問い合わせ先) 044-276-8250

今、何の病気が流行しているか！

【感染症発生動向調査事業から】

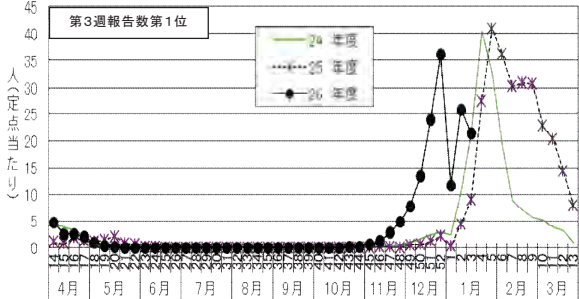


平成27年1月12日(月)～1月18日(日)【第3週】の感染症発生状況

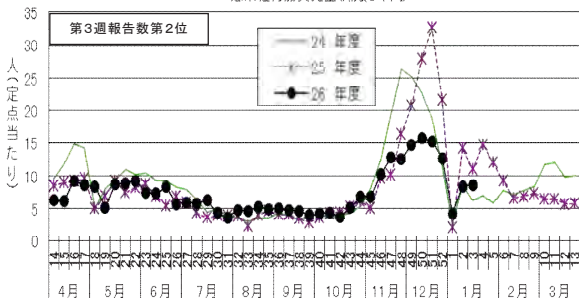
第3週で定点当たり患者報告数の多かった疾病は、1)インフルエンザ 2)感染性胃腸炎 3)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎でした。
 インフルエンザの定点当たり患者報告数は21.41人と年明け以降減少傾向にありますが、依然として高いレベルで推移しています。
 感染性胃腸炎の定点当たり患者報告数は8.64人と前週(8.36人)からほぼ横ばいで、例年とほぼ同じレベルで推移しています。
 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎の定点当たり患者報告数は1.70人と前週(1.61人)からほぼ横ばいで、例年とほぼ同じレベルで推移しています。



インフルエンザ発生状況(3年間)



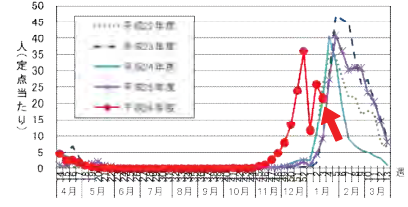
感染性胃腸炎発生状況(3年間)



小児や高齢者は特に注意！～インフルエンザ～

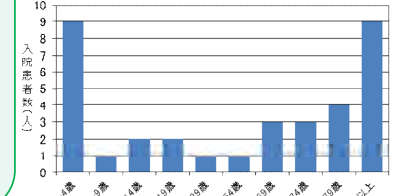
川崎市におけるインフルエンザの患者報告数は、年明け以降減少傾向にありますが、依然として患者数は多い状況です。
 基幹定点病院を対象に実施している入院サーベイランスによると、今シーズンにインフルエンザで入院した患者35名のうち83%が小児(10歳未満)又は高齢者(65歳以上)でした。小さいお子さんや高齢の方は、特に予防対策の徹底を心がけましょう。

川崎市の年度別インフルエンザ発生状況



入院時に呼吸管理をしていると報告された患者は全て高齢者でした。また、小児ではけいれんを起こしている事例が目立ちました。
 呼吸器や心臓などに慢性的な病気を持つ方も重症になることが多いので、十分に注意する必要があります。

川崎市のインフルエンザによる年齢階級別入院患者数
 ※インフルエンザ入院サーベイランスより



発行 川崎市健康安全研究所・健康福祉局健康安全部・各区役所保健福祉センター(保健所)
 (問い合わせ先) 044-276-8250

今、何の病気が流行しているか！

【感染症発生動向調査事業から】



平成27年1月19日(月)～平成27年1月25日(日)【第4週】の感染症発生状況

第4週で定点当たり患者報告数の多かった疾病は、1)インフルエンザ 2)感染性胃腸炎 3)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎でした。インフルエンザの定点当たり患者報告数は24.89人と前週(21.41人)から増加しましたが、例年とほぼ同じレベルで推移しています。感染性胃腸炎の定点当たり患者報告数は10.33人と前週(8.64人)から増加しましたが、例年とほぼ同じレベルで推移しています。A群溶血性レンサ球菌咽頭炎の定点当たり患者報告数は2.36人と前週(1.70人)から増加し、例年より高いレベルで推移しています。



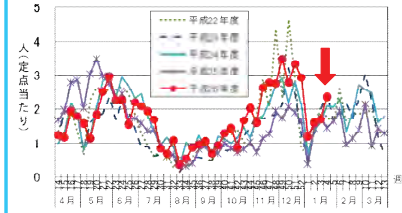
ご存知ですか？～A群溶血性レンサ球菌咽頭炎～

第4週におけるA群溶血性レンサ球菌咽頭炎の定点当たり患者報告数が2.36人となり、例年を上回る報告数となりました。通常、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎は春から初夏(5～6月)や冬季(11～12月)にピークをむかえますが、1～4月も報告数が多くなりますので、引き続き注意が必要です。

A群溶血性レンサ球菌咽頭炎とは？

- 潜伏期間：2～5日間
- 症状：突然の発熱と全身倦怠感、咽頭痛で発症。体や手足に小さくて紅い点状の発疹が出たり、舌がイチゴのように赤くなる(莓舌)ことがある。
- 感染経路：感染者の唾液や鼻水への接触または飛沫(咳やくしゃみ等)で感染。特に小児(5～15歳)に多い。
- 治療：抗菌薬が効果的であり、処方された薬は主治医の指示とおりにしっかりと服用することが重要である。

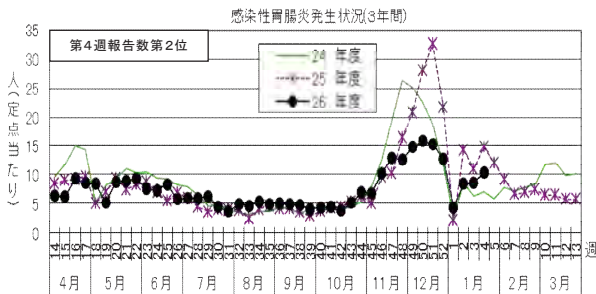
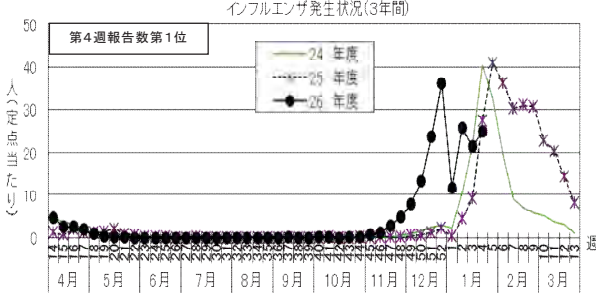
川崎市のA群溶血性レンサ球菌咽頭炎発生状況



薬の服用を途中でやめたり、治療をせずにいると、合併症として急性糸球体腎炎やリウマチ熱を起こすことがあります。医療機関の指示に従い治療を受けましょう。



発行 川崎市健康安全研究所・健康福祉局健康安全部・各区役所保健福祉センター(保健所)
(問い合わせ先) 044-276-8250



今、何の病気が流行しているか！

【感染症発生動向調査事業から】



平成27年1月26日(月)～平成27年2月1日(日)【第5週】の感染症発生状況

第5週で定点当たり患者報告数の多かった疾病は、1)インフルエンザ 2)感染性胃腸炎 3)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎でした。インフルエンザの定点当たり患者報告数は20.02人と前週(24.89人)からやや減少しましたが、例年とほぼ同じレベルで推移しています。感染性胃腸炎の定点当たり患者報告数は9.82人と前週(10.33人)からほぼ横ばいで、例年とほぼ同じレベルで推移しています。A群溶血性レンサ球菌咽頭炎の定点当たり患者報告数は3.09人と前週(2.36人)から増加し、例年よりかなり高いレベルで推移しています。



感染症予防対策の3つの柱

例年、この時期は、「インフルエンザ」「感染性胃腸炎」「A群溶血性レンサ球菌咽頭炎」の患者報告数が、他の疾患に比べて多くなります。

身の回りの環境を整え、手洗いやマスクを徹底するなど、感染症予防対策を心がけましょう。

対策の3つの柱

1 感染源を取り除く



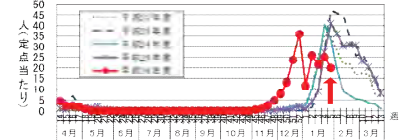
2 感染経路を遮断する



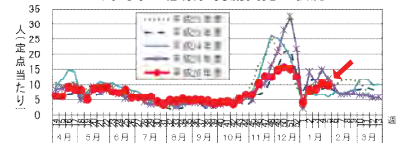
3 宿主(ヒト)の免疫力を上げる



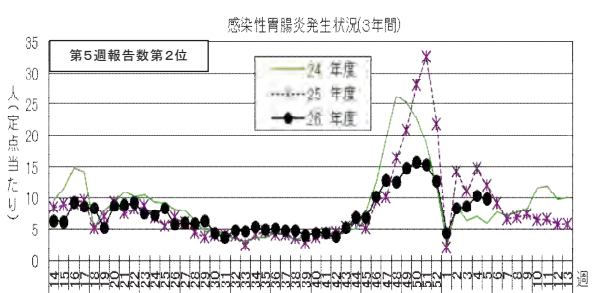
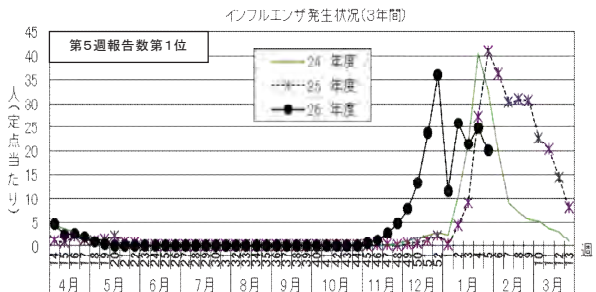
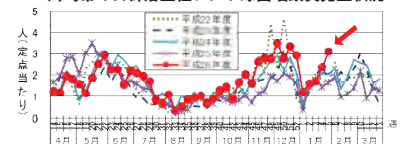
川崎市のインフルエンザ発生状況



川崎市の感染性胃腸炎発生状況



川崎市のA群溶血性レンサ球菌咽頭炎発生状況



発行 川崎市健康安全研究所・健康福祉局健康安全部・各区役所保健福祉センター(保健所)
(問い合わせ先) 044-276-8250

今、何の病気が流行しているか！

【感染症発生動向調査事業から】



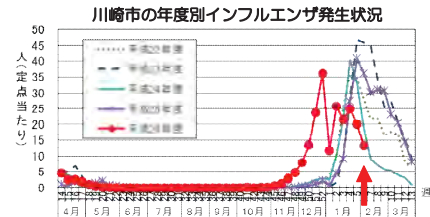
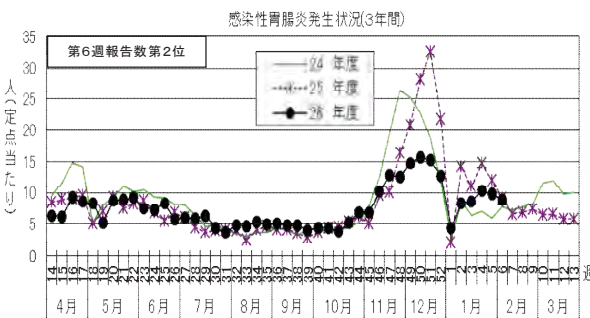
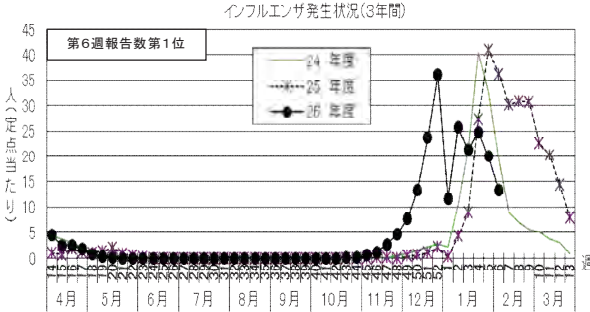
平成27年2月2日（月）～平成27年2月8日（日）【第6週】の感染症発生状況

第6週で定点当たり患者報告数の多かった疾病は、1)インフルエンザ 2)感染性胃腸炎 3)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎でした。インフルエンザの定点当たり患者報告数は13.31人と前週（20.02人）から減少し、例年とほぼ同じレベルで推移しています。感染性胃腸炎の定点当たり患者報告数は8.94人と前週（9.82人）から減少し、例年とほぼ同じレベルで推移しています。A群溶血性レンサ球菌咽頭炎の定点当たり患者報告数は2.45人と前週（3.09人）からやや減少しましたが、例年より高いレベルで推移しています。



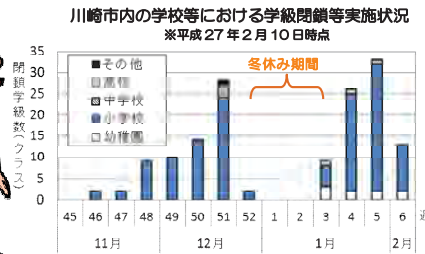
引き続き注意が必要！～インフルエンザ～

川崎市では、第6週のインフルエンザ患者報告数が定点当たり13.31人となり、年明け以降減少傾向にあります。依然として患者数は多い状況です。小学校や中学校などでの学級閉鎖等の報告も続いているため、特に**集団生活を行う場では引き続き注意が必要です。**「マスク」や「手洗い」などの予防対策を心がけましょう。



<感染予防のポイント>

- ▶ ワクチン接種
- ▶ マスクの着用
- ▶ 手洗いの徹底
- ▶ 適度な温度の保持
- ▶ バランスの取れた食事
- ▶ 不要な外出を控える



発行 川崎市健康安全研究所・健康福祉局健康安全部・各区役所保健福祉センター（保健所）
（問い合わせ先） 044-276-8250

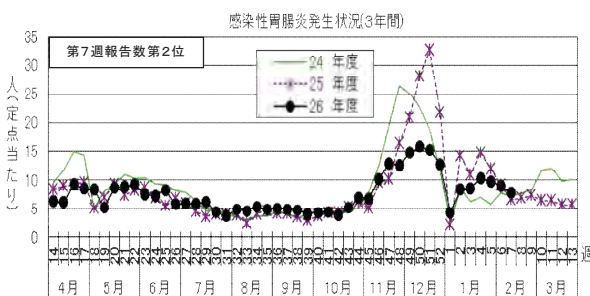
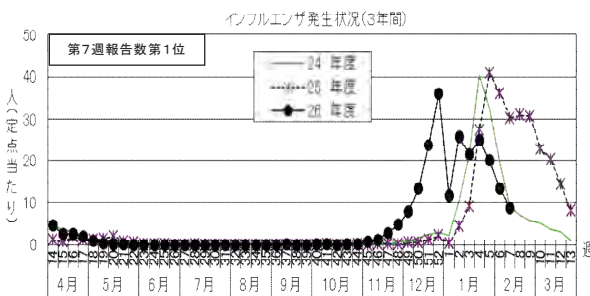
今、何の病気が流行しているか！

【感染症発生動向調査事業から】



平成27年2月9日（月）～平成27年2月15日（日）【第7週】の感染症発生状況

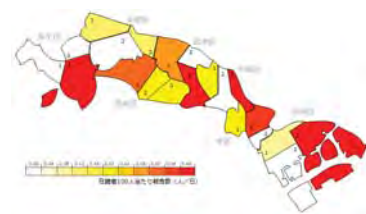
第7週で定点当たり患者報告数の多かった疾病は、1)インフルエンザ 2)感染性胃腸炎 3)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎でした。インフルエンザの定点当たり患者報告数は8.76人と前週（13.31人）からやや減少し、例年とほぼ同じレベルで推移しています。感染性胃腸炎の定点当たり患者報告数は7.79人と前週（8.94人）から減少し、例年とほぼ同じレベルで推移しています。A群溶血性レンサ球菌咽頭炎の定点当たり患者報告数は2.55人と前週（2.45人）からほぼ横ばいですが、例年より高いレベルで推移しています。



～感染性胃腸炎を広げないために～

今シーズンの「インフルエンザ」や「感染性胃腸炎」の患者報告数は減少傾向にあります。市内の保育園では、嘔吐のみられるお子さんが、いずれの地域からも報告されています。 感染性胃腸炎の拡大防止のため、嘔吐物の廃棄に注意し、食器などはしっかり消毒しましょう。参考として、消毒液（塩素液）の作り方をご紹介します。

川崎市感染症情報発信システム（KIDSS）
学校・保育園等欠席者サーベイランス情報
【地域別嘔気・嘔吐のある保育園児報告数※】
※在籍者100人当たり
（平成27年2月16日報告分※2月17日16:00時点）



塩素液の作り方	食器、ドアノブなどの消毒 (200ppmの濃度の塩素液)		嘔吐物廃棄時の消毒 (1000ppmの濃度の塩素液)	
	製品の濃度	液の量	水の量	液の量
1.2% (一般的な業務用)	5ml	3L	2.5ml	3L
6% (一般的な家庭用)	1.0ml	3L	5.0ml	3L
1%	6.0ml	3L	30.0ml	3L

- ▶ 製品ごとに濃度が異なるので、表示をしっかり確認しましょう。
- ▶ 次亜塩素酸ナトリウムは**使用期限内**のものを使用してください。
- ▶ 嘔吐物などの酸性のものに直接原液をかけると、**有毒ガスが発生することがあります**ので、必ず「使用上の注意」をよく確認してから使用してください。



発行 川崎市健康安全研究所・健康福祉局健康安全部・各区役所保健福祉センター（保健所）
（問い合わせ先） 044-276-8250

今、何の病気が流行しているか！



【感染症発生動向調査事業から】

平成27年2月16日(月)～平成27年2月22日(日)【第8週】の感染症発生状況

第8週で定点当たり患者報告数の多かった疾病は、1)感染性胃腸炎 2)インフルエンザ 3)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎でした。
 感染性胃腸炎の定点当たり患者報告数は9.09人と前週(7.79人)からほぼ横ばいで、例年とほぼ同じレベルで推移しています。
 インフルエンザの定点当たり患者報告数は5.24人と前週(8.76人)からやや減少し、例年とほぼ同じレベルで推移しています。
 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎の定点当たり患者報告数は3.18人と前週(2.55人)から増加し、例年よりかなり高いレベルで推移しています。



子ども予防接種週間 ～水痘について～

3月1日(日)～3月7日(土)は「子ども予防接種週間」です。4月からの入園・入学に備えて、必要な予防接種を済ませましょう。
 特に、「水痘(みずぼうそう)」は昨年10月1日から定期予防接種となりましたが、経過措置対象者にあたるお子さんの接種期限は平成27年3月31日ですので、ご注意ください。

水痘(みずぼうそう) 予防接種

※子ども予防接種週間中は、土曜や日曜に予防接種を実施している医療機関もあります。

定期予防接種対象者

○川崎市民で、接種日に生後12月(1歳)から生後36月(3歳)に至るまでの間にある方
 ○川崎市民で、接種日に生後36月(3歳)から生後60月(5歳)に至るまでの間にある方(経過措置対象者)

注)経過措置対象者の接種期限は、平成27年3月31日までです。

自己負担金

なし(無料)

接種を受けられる場所

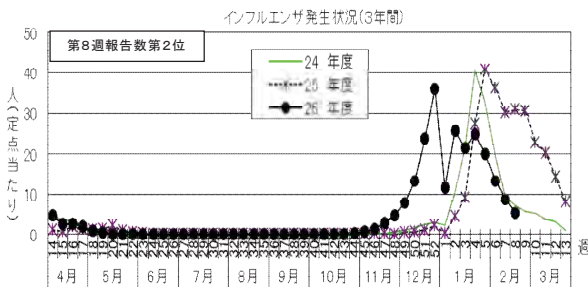
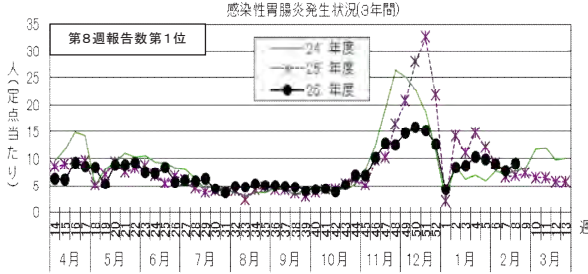
お近くの医療機関又は区役所保健福祉センター(保健所)地域保健福祉課にお問い合わせください。
 ※市内約300施設の医療機関で受けることができます。

接種回数

3月以上の間隔を置いて2回(経過措置対象者は1回)
 ※すでに水痘の予防接種を受けている場合は、公費で接種を受けられる回数異なります。



発行 川崎市健康安全研究所・健康福祉局健康安全部・各区役所保健福祉センター(保健所)
 (問い合わせ先) 044-276-8250



今、何の病気が流行しているか！



【感染症発生動向調査事業から】

平成27年2月23日(月)～平成27年3月1日(日)【第9週】の感染症発生状況

第9週で定点当たり患者報告数の多かった疾病は、1)感染性胃腸炎 2)インフルエンザ 3)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎でした。
 感染性胃腸炎の定点当たり患者報告数は10.24人と前週(9.09人)からほぼ横ばいで、例年とほぼ同じレベルで推移しています。
 インフルエンザの定点当たり患者報告数は4.52人と前週(5.24人)からほぼ横ばいで、例年より低いレベルで推移しています。
 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎の定点当たり患者報告数は3.03人と前週(3.18人)からほぼ横ばいで、例年よりかなり高いレベルで推移しています。



子ども予防接種週間 ～麻疹・風しんについて～

3月1日(日)～3月7日(土)は「子ども予防接種週間」です。4月からの入園・入学等に備えて、必要な予防接種を済ませましょう。
 特に、麻疹風しん定期予防接種第2期の対象者(平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれ)が接種を受けられる期間は平成27年3月31日までですので、この機会に母子健康手帳で確認し、まだ接種が済んでいないお子さんは早めに接種を受けましょう。

麻疹・風しん予防接種

※子ども予防接種週間中は、土曜日に予防接種を実施している医療機関もあります。

定期予防接種対象者

第1期 接種日が生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
 第2期 接種日が小学校入学前の年度1年間(4月1日～翌年3月31日)

注)今年度の第2期対象者の接種期限は、平成27年3月31日までです。

自己負担金

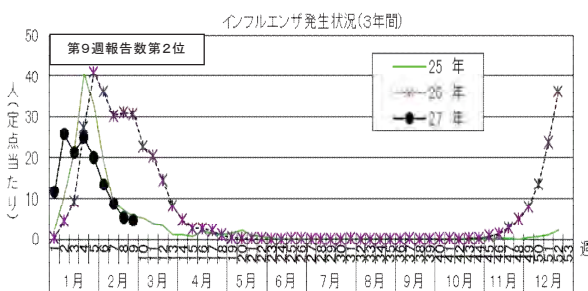
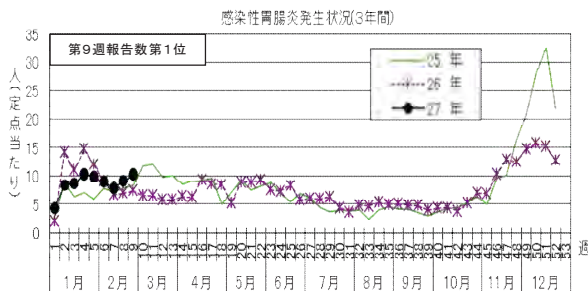
なし(無料)

接種を受けられる場所

お近くの医療機関又は区役所保健福祉センター(保健所)地域保健福祉課にお問い合わせください。
 ※市内約300施設の医療機関で受けることができます。

接種回数

第1期及び第2期ともに1回
 ※麻疹風しん混合ワクチン(MR)又は麻疹ワクチン又は風しんワクチンのいずれかを、各期1回接種することができます。



発行 川崎市健康安全研究所・健康福祉局健康安全部・各区役所保健福祉センター(保健所)
 (問い合わせ先) 044-276-8250

今、何の病気が流行しているか！

【感染症発生動向調査事業から】



平成27年3月2日（月）～平成27年3月8日（日）【第10週】の感染症発生状況

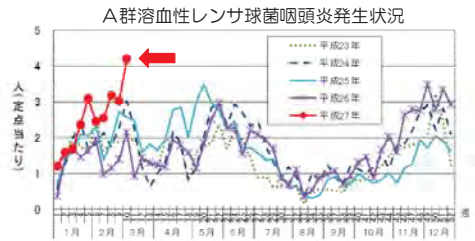
第10週で定点当たり患者報告数の多かった疾病は、1) 感染性胃腸炎 2) A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 3) インフルエンザでした。
 感染性胃腸炎の定点当たり患者報告数は10.79人と前週（10.24人）からほぼ横ばいで、例年とほぼ同じレベルで推移しています。
 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎の定点当たり患者報告数は4.21人と前週（3.03人）から増加し、例年よりかなり高いレベルで推移しています。
 インフルエンザの定点当たり患者報告数は3.06人と前週（4.52人）から減少し、例年より低いレベルで推移しています。



A群溶血性レンサ球菌咽頭炎患者が増加しています！

A群溶血性レンサ球菌咽頭炎は、毎年初夏（5～6月）にかけて患者数が増加しますが、川崎市では第10週における定点当たり患者報告数が4.21人となり、**例年の報告数を大きく上回りました。**特に多摩区で多く、4～7歳の就学前後のお子さんの報告が増えています。

熱やのどの痛みがおさまっても、途中で抗生薬の服用をやめると、リウマチ熱、急性糸球体腎炎などを引き起こす危険性がありますので、医師の指示どおり服用を続けることが重要です。



A群溶血性レンサ球菌咽頭炎とは？

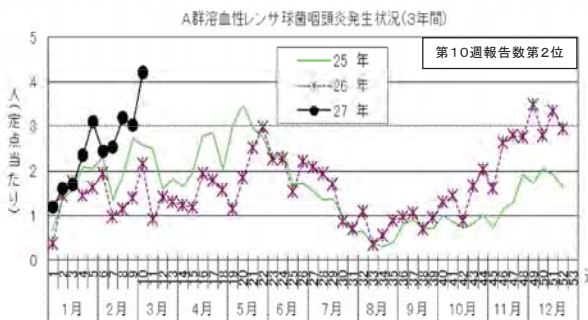
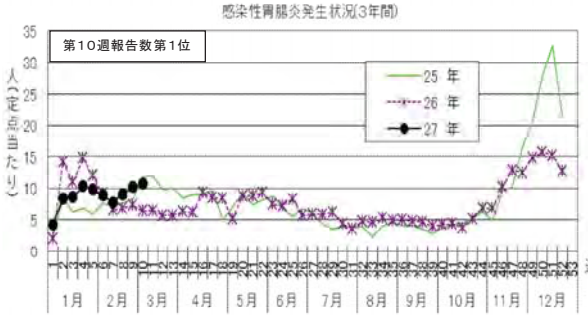
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎は突然の発熱と全身倦怠感、咽頭痛で発症する疾患です。潜伏期間は2～5日で、体や手足に小さくて紅い点状の発疹が出たり、舌がイチゴのように赤くボツボツ

した状態（莓舌）になることもあります。

治療には抗生薬が有効ですので、**早めに医療機関で診断を受けて、指示どおりに薬を飲みましょう。**



発行 川崎市健康安全研究所・健康福祉局健康安全部・各区役所保健福祉センター（保健所）
 (問い合わせ先) 044-276-8250



今、何の病気が流行しているか！

【感染症発生動向調査事業から】



平成27年3月9日（月）～平成27年3月15日（日）【第11週】の感染症発生状況

第11週で定点当たり患者報告数の多かった疾病は、1) 感染性胃腸炎 2) A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 3) インフルエンザでした。
 感染性胃腸炎の定点当たり患者報告数は10.94人と前週（10.79人）からほぼ横ばいで、例年とほぼ同じレベルで推移しています。
 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎の定点当たり患者報告数は4.48人と前週（4.21人）からほぼ横ばいですが、例年よりかなり高いレベルで推移しています。



春先にかけて要注意！～ロタウイルス胃腸炎～

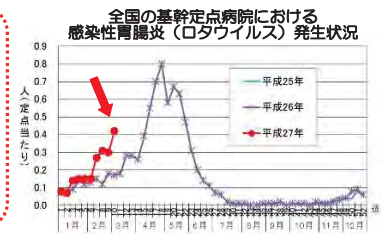
例年、3月から5月にかけて、乳幼児を中心に「ロタウイルス」を原因とする胃腸炎が流行します。ロタウイルスは非常に感染力が強く、10～100個のウイルスが口から入るだけで感染します。

日本では、2種類のロタウイルスワクチンが承認されており、**いずれも生後6週から接種（任意接種）**を受けることができます。

感染するとどんな症状が出るの？

2～4日の潜伏期間の後、水のような下痢や嘔吐（おうと）が繰り返し起こります。重い脱水症状が数日間続くこともあり、合併症として、けいれん、脳症などに注意が必要です。

意識の低下やけいれん等の症状が見られたら、**速やかに医療機関を受診しましょう。**



ロタウイルスの予防接種（任意接種）

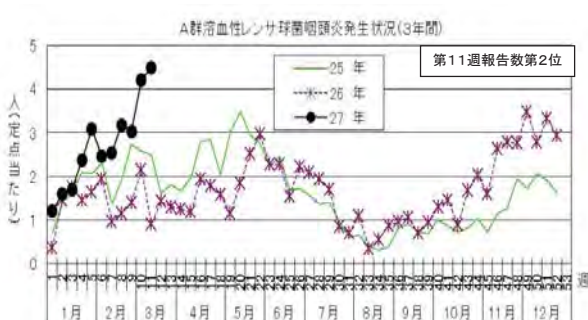
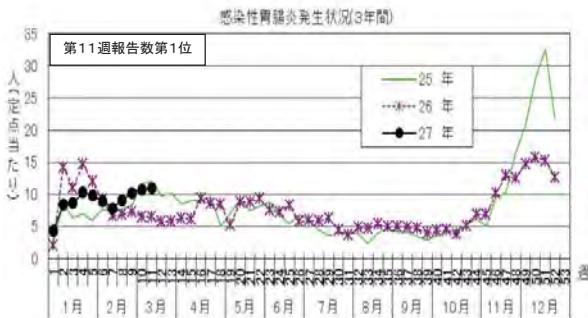
接種対象：いずれのワクチン（1価と5価）も乳児が対象

接種期間：1価ワクチン…生後6～24週の間に2回接種

5価ワクチン…生後6～32週の間に3回接種

※1回目の接種については生後14週6日までが推奨されています。

ワクチンに関する詳細については、**かかりつけの医療機関にご相談ください。**



発行 川崎市健康安全研究所・健康福祉局健康安全部・各区役所保健福祉センター（保健所）
 (問い合わせ先) 044-276-8250

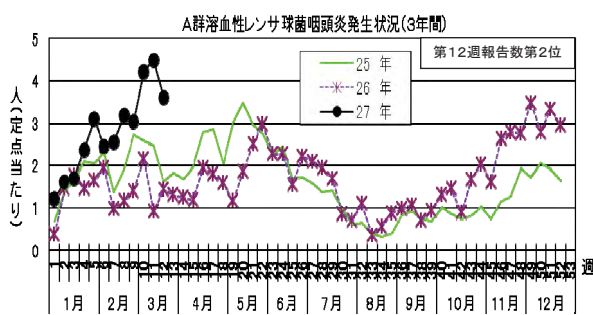
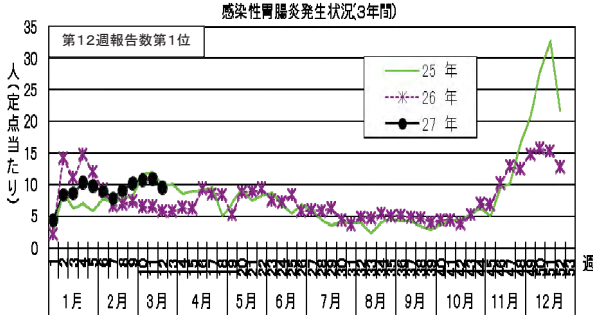
今、何の病気が流行しているか！

【感染症発生動向調査事業から】



平成27年3月16日（月）～平成27年3月22日（日）【第12週】の感染症発生状況

第12週で定点当たり患者報告数の多かった疾病は、1) 感染性胃腸炎 2) A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 3) インフルエンザでした。
 感染性胃腸炎の定点当たり患者報告数は9.42人と前週（10.94人）から減少しましたが、例年とほぼ同じレベルで推移しています。
 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎の定点当たり患者報告数は3.61人と前週（4.48人）から減少しましたが、例年よりかなり高いレベルで推移しています。



B型インフルエンザにご注意ください！！

現在、川崎市におけるA型インフルエンザ患者数は減少傾向にあります。B型インフルエンザ患者数は増加傾向が続いています。第12週にも中原区の小学校でB型インフルエンザを原因とする学級閉鎖の報告がありました。

これから新年度をむかえ、新たに集団生活をするお子さんが増えると、感染症にかかる機会も増加しますので、予防対策を心がけましょう。

川崎市におけるB型インフルエンザ発生状況
※川崎市感染症情報システム(KDSS)リアルタイムサーベイランスより



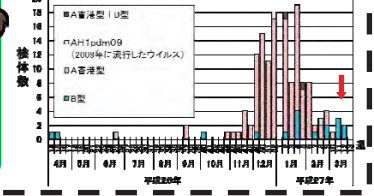
「咳エチケット」って何のこと？

「咳エチケット」とは、「咳やくしゃみをするときは、**飛沫(しぶき)に病原体を含んでいるかもしれないので、周りの人につぎさないように気をつけましょう**」ということです。

- ▶ 咳やくしゃみをするときは他の人から顔をぞらせましょう。
- ▶ ティッシュなどで口と鼻を覆いましょう。
- ▶ 咳、くしゃみが出ている間はマスクの着用が推奨されています。



川崎市でのインフルエンザウイルス検出状況



発行 川崎市健康安全研究所・健康福祉局健康安全部・各区役所保健福祉センター（保健所）
 (問い合わせ先) 044-276-8250

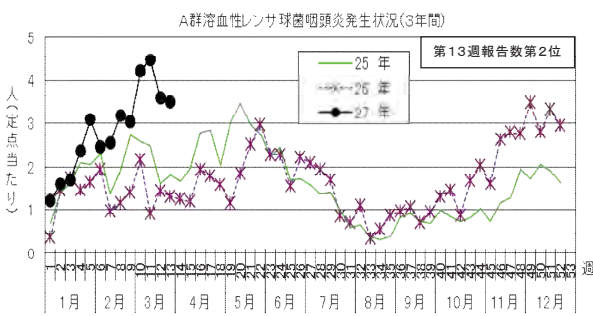
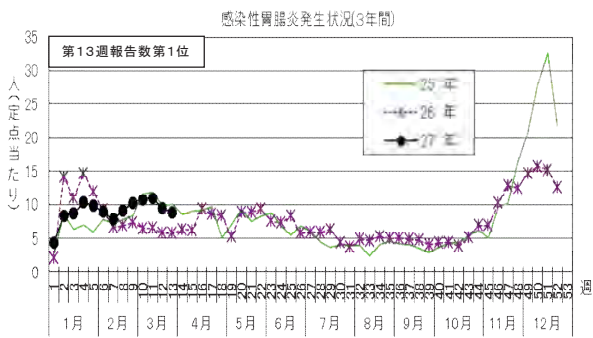
今、何の病気が流行しているか！

【感染症発生動向調査事業から】



平成27年3月23日（月）～平成27年3月29日（日）【第13週】の感染症発生状況

第13週で定点当たり患者報告数の多かった疾病は、1) 感染性胃腸炎 2) A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 3) インフルエンザでした。
 感染性胃腸炎の定点当たり患者報告数は8.88人と前週（9.42人）からほぼ横ばいで、例年とほぼ同じレベルで推移しています。
 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎の定点当たり患者報告数は3.52人と前週（3.61人）からほぼ横ばいで、例年よりかなり高いレベルで推移しています。



日本の麻しん「排除状態」WHOが認定！！

平成27年3月27日、世界保健機関（WHO）により、日本が「麻しんの排除状態」にあることが認定されました。これまで、国内に常在していた麻しんウイルスは消え去り、3年以上確認されていません。

ただし、海外から持ち込まれたウイルスが原因とされる麻しんは、年間数百人程度確認されているので、引き続き、麻しん・風しんワクチンの定期予防接種対象者は、忘れずに接種を受けましょう。



麻しん・風しん定期予防接種

- 定期予防接種対象者**
 第1期 接種日が生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
 第2期 接種日が小学校入学前の年度1年間(4月1日～翌年3月31日)
- 接種を受けられる場所**
 お近くの医療機関又は区役所保健福祉センター（保健所）地域保健福祉課にお問い合わせください。
 ※市内約300施設の医療機関で受けることができます。
- 自己負担金** なし（無料）
- 接種回数** 第1期及び第2期ともに1回

発行 川崎市健康安全研究所・健康福祉局健康安全部・各区役所保健福祉センター（保健所）
 (問い合わせ先) 044-276-8250

今、何の病気が流行しているか！

【感染症発生動向調査事業から】

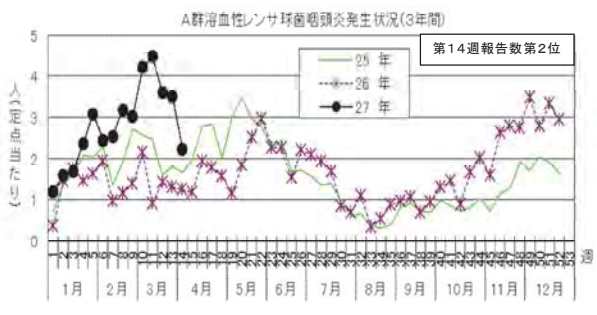
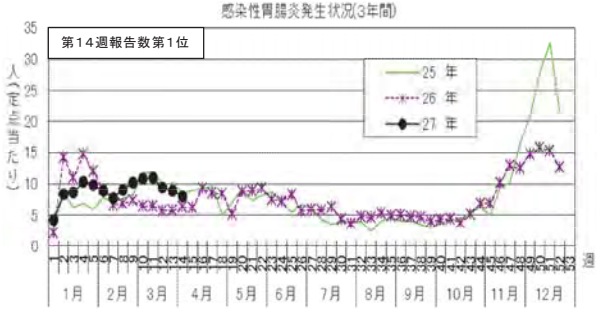


平成27年3月30日(月)～平成27年4月5日(日)【第14週】の感染症発生状況

第14週で定点当たり患者報告数の多かった疾病は、1) 感染性胃腸炎 2) A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 3) インフルエンザでした。

感染性胃腸炎の定点当たり患者報告数は8.06人と前週(8.88人)から減少しましたが、例年とほぼ同じレベルで推移しています。

A群溶血性レンサ球菌咽頭炎の定点当たり患者報告数は2.24人と前週(3.52人)から減少しましたが、例年よりかなり高いレベルで推移しています。



これから気をつけたい感染症！！

例年、春先から夏までに注意が必要な感染症として、麻しん・風しん・水痘・ロタウイルス胃腸炎などが挙げられます。多くはウイルスが原因となり、感染経路は疾患によって異なります。感染を予防するためには、対象となる病気の感染経路をよく知った上で、対策を実施する必要があります。

感染経路の種類と代表的な疾患

空気感染

空气中を浮遊する、病原体を含む小さな粒子(5ミクロン以下の飛沫核)を吸い込むことによる感染
※麻しん・水痘 など



飛沫感染

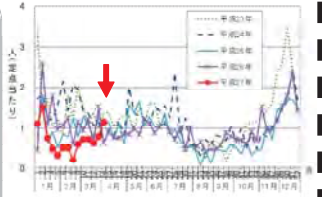
咳・くしゃみ・会話等により飛散した病原体を含む大きな粒子(5ミクロンより大きい飛沫)が、他の人の鼻や口の粘膜に接触することによる感染
※インフルエンザ・咽頭結膜熱・風しん など



接触感染

皮膚と粘膜の直接的な接触、または中間に物や環境等を介する間接的な接触による感染
※ロタウイルス胃腸炎・ノロウイルス胃腸炎 など

川崎市における水痘発生状況



水痘患者の報告数は、年明け以降、例年より少ない状況でしたが、過去2週間は増加傾向ですので、ご注意ください。

発行 川崎市健康安全研究所・健康福祉局健康安全部・各区役所保健福祉センター(保健所)
(問い合わせ先) 044-276-8250

今、何の病気が流行しているか！

【感染症発生動向調査事業から】



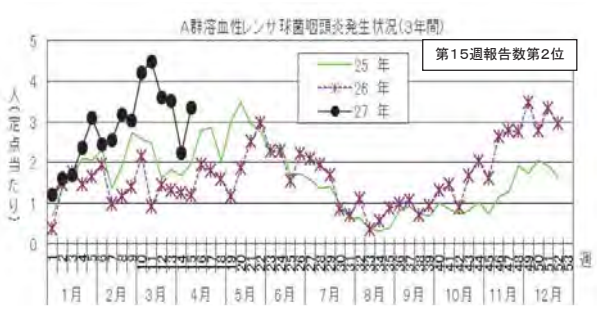
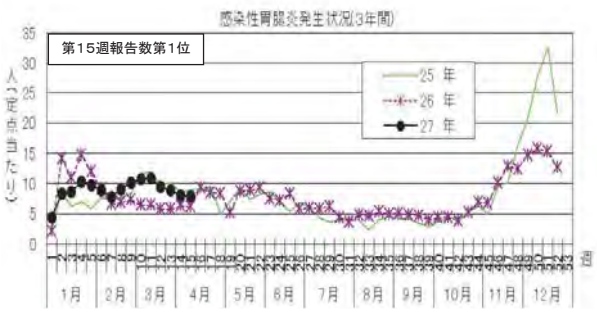
平成27年4月6日(月)～平成27年4月12日(日)【第15週】の感染症発生状況

第15週で定点当たり患者報告数の多かった疾病は、1) 感染性胃腸炎 2) A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 3) インフルエンザでした。

感染性胃腸炎の定点当たり患者報告数は7.84人と前週(8.06人)からほぼ横ばいで、例年とほぼ同じレベルで推移しています。

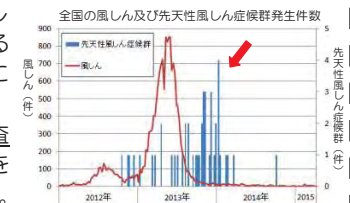
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎の定点当たり患者報告数は3.34人と前週(2.24人)からやや増加し、例年よりかなり高いレベルで推移しています。

インフルエンザの定点当たり患者報告数は1.19人と前週(1.31人)からほぼ横ばいで、例年とほぼ同じレベルで推移しています。



平成27年度川崎市風しん対策事業のお知らせ

妊婦が「風しん」にかかると、生まれてくる赤ちゃんが、目、耳、心臓などに病気を持つ「先天性風しん症候群」という病気にかかることがあります。2013年～2014年には、風しんの流行に伴って先天性風しん症候群の報告が増加しました。風しんに対する免疫の有無を確認し、免疫が不十分である場合にはワクチン接種を行うことが大切です。



川崎市では、今年度、風しん抗体価の無料検査に加え、予防接種(MRワクチン)費用の一部助成を実施していますので、対象の方はご検討ください。

	風しん抗体検査(平成26年度から一部変更)	予防接種(平成27年度新規)
対象者	川崎市民で、風しんにかかったことがなく、市の事業を利用して風しん含有のワクチン接種(*1)や抗体検査(*2)を受けたことがない方で、次のいずれかに該当する方 (1) 妊娠を希望する女性 (2) 妊婦のパートナー (3) 妊娠を希望する女性のパートナー *1 平成25年度実施の風しん緊急対策事業を利用した方 *2 平成26年度実施の風しん抗体検査を利用した方	本事業を利用して風しん抗体検査を実施した結果、風しん抗体価が十分でなかった方は費用助成の対象外です。 ▶ 予防接種のみの費用助成はできません。 ▶ 妊娠中の方は接種できません。 ▶ 女性の場合、接種後2カ月間は避妊をする必要があります。
自己負担額	無料	3,200円
実施場所	川崎市内協力医療機関(約380医療機関)	

※詳細は川崎市のHPをご覧ください。http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000064983.html

発行 川崎市健康安全研究所・健康福祉局健康安全部健康増進管理担当・各区役所保健福祉センター(保健所)
(問い合わせ先) 川崎市健康安全研究所健康増進管理担当: 044-200-2441(風しん抗体検査・予防接種に関すること)
川崎市健康安全研究所: 044-276-8260(風しん抗体検査・予防接種以外に関すること)

今、何の病気が流行しているか！

【感染症発生動向調査事業から】



平成27年4月13日（月）～平成27年4月19日（日）【第16週】の感染症発生状況

第16週で定点当たり患者報告数の多かった疾病は、1) 感染性胃腸炎 2) A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 3) インフルエンザでした。
 感染性胃腸炎の定点当たり患者報告数は9.97人と前週（7.84人）から増加しましたが、例年とほぼ同じレベルで推移しています。
 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎の定点当たり患者報告数は4.18人と前週（3.34人）からやや増加し、例年よりかなり高いレベルで推移しています。
 インフルエンザの定点当たり患者報告数は1.89人と前週（1.19人）から増加しましたが、例年とほぼ同じレベルで推移しています。



～海外で気をつけたい感染症の予防方法～

ゴールデンウィークは海外へ渡航される方も多い時期です。安全で快適に旅行し、帰国後も元気に過ごせるよう、海外で注意すべき感染症及びその予防対策についてお知らせします。

食べ物を介してうつる感染症

腸チフス、赤痢、コレラ、A型肝炎などは、病原体に汚染された食べ物や飲み物を介して感染します。多くは下痢を引き起こしますが、A型肝炎（症状：倦怠感・黄疸）のように下痢が主症状でない感染症もあります。

- ▶ こまめに手を洗う
- ▶ 生水を飲まない
- ▶ 水を避ける
- ▶ 生野菜は避け、完全に火の通った物を食べる



動物や蚊を介してうつる感染症

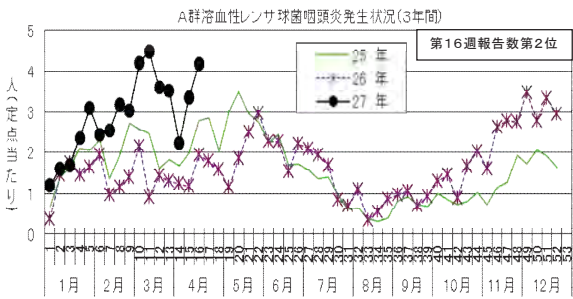
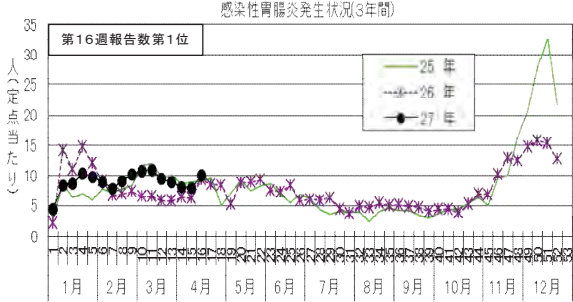
デング熱、マラリア、日本脳炎などは蚊に刺されることで感染するので、刺されないよう注意が必要です。狂犬病、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）などにかからないためには、不用意に動物に触らないことが重要です。

- ▶ 動物にはむやみに手を出さず、近寄らない
- ▶ 長袖、長ズボンを着用
- ▶ 蚊に刺されない工夫（虫除け剤の使用等）

特に腸チフスや赤痢は、国外感染例が多い感染症です。また、デング熱は昨年国内感染事例が話題となりましたが、毎年100例以上の国外感染例が報告されていますので、予防対策を徹底しましょう。



発行 川崎市健康安全研究所・健康福祉局健康安全部・各区役所保健福祉センター（保健所）
 (問い合わせ先) 044-276-8250



今、何の病気が流行しているか！

【感染症発生動向調査事業から】



平成27年4月20日（月）～平成27年4月26日（日）【第17週】の感染症発生状況

第17週で定点当たり患者報告数の多かった疾病は、1) 感染性胃腸炎 2) A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 3) インフルエンザでした。
 感染性胃腸炎の定点当たり患者報告数は9.73人と前週（9.97人）からほぼ横ばいで、例年とほぼ同じレベルで推移しています。
 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎の定点当たり患者報告数は4.73人と前週（4.18人）からやや増加し、例年よりかなり高いレベルで推移しています。
 インフルエンザの定点当たり患者報告数は1.81人と前週（1.89人）からほぼ横ばいで、例年とほぼ同じレベルで推移しています。



今、気をつけたい感染症！！

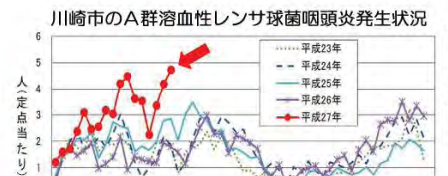
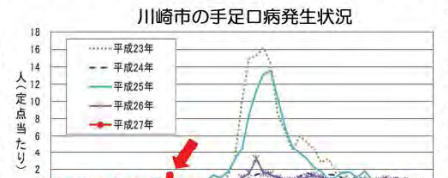
手足口病は、通常初夏（6月頃）から患者報告数が増加しますが、今年はすでに報告数が増え始めています。

A群溶血性レンサ球菌咽頭炎は、年明けから報告数が多く、4月以降3週連続で増加しています。

いずれも集団生活の場で感染が拡大することが多いため、手洗いなどの予防対策が重要です。保育園や小学校などが再開する連休明けは特に注意が必要です。



～「手洗い」を徹底しましょう！～



発行 川崎市健康安全研究所・健康福祉局健康安全部・各区役所保健福祉センター（保健所）
 (問い合わせ先) 044-276-8250

今、何の病気が流行しているか！

【感染症発生動向調査事業から】

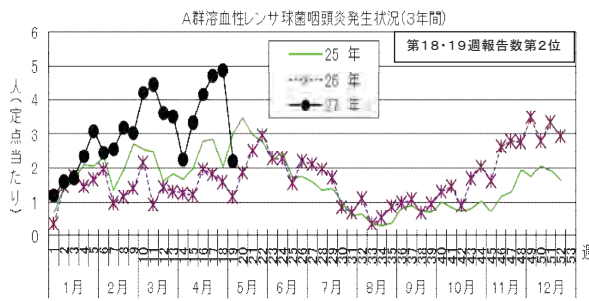
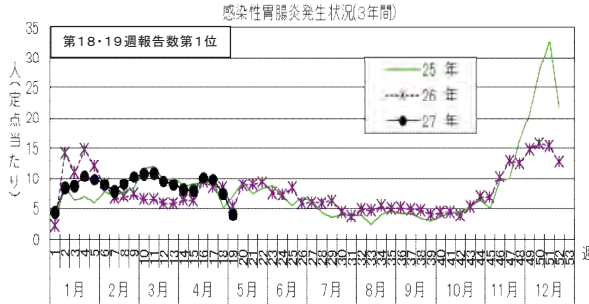


平成27年4月27日(月)～5月3日(日)【第18週】及び5月4日(月)～5月10日(日)【第19週】の感染症発生状況

第18・19週で定点当たり患者報告数の多かった疾病は、1) 感染性胃腸炎 2) A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 3) 手足口病でした。

第18週は、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎の定点当たり患者報告数が、8.8人と前週(4.73人)からやや増加し、例年よりかなり高いレベルで推移しています。

第19週はゴールデンウィークで、多くの医療機関が休診であったため、ほとんどの疾患で報告数が減少しています。



海外旅行後の健康チェック～ここに注意！～

海外旅行から帰国後に、**下痢などの胃腸症状、発疹、発熱等**を訴える方は意外に多いと言われています。

特に発展途上国を旅行した場合、少なくとも6か月間(主に帰国後2週間)は、旅行関連の思わぬ感染症を発症する可能性がありますので、体調不良時には医療機関に相談しましょう。**なお、受診にあたっては、症状だけでなく、海外に旅行したことを必ず医師に伝えましょう。**

海外で「こんなこと」なかったですか？

- 生水を飲んだ
- 動物に咬まれた(触った)
- 氷入りの飲み物を飲んだ
- 蚊に刺された
- 生の果物や野菜を食べた
- ダニに咬まれた
- 屋台の食品を食べた
- 周囲に体調の悪い人がいた
- 湖や川に入った(泳いだ)

発行 川崎市健康安全研究所・健康福祉局健康安全部・各区役所保健福祉センター(保健所)
(問い合わせ先) 044-276-8250

今、何の病気が流行しているか！

【感染症発生動向調査事業から】



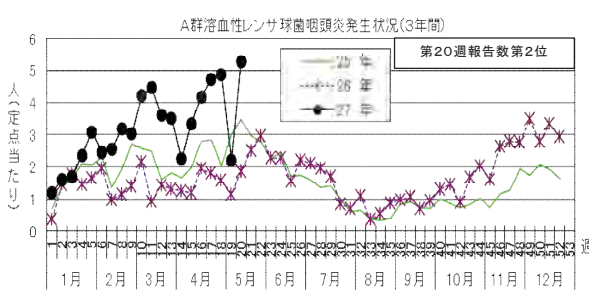
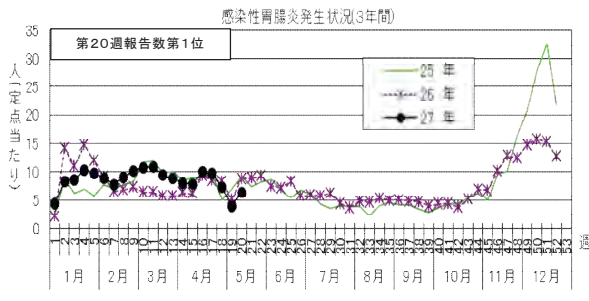
平成27年5月11日(月)～平成27年5月17日(日)【第20週】の感染症発生状況

第20週で定点当たり患者報告数の多かった疾病は、1) 感染性胃腸炎 2) A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 3) 手足口病でした。

感染性胃腸炎の定点当たり患者報告数は6.33人と前週(4.00人)から増加しましたが、例年より低いレベルで推移しています。

A群溶血性レンサ球菌咽頭炎の定点当たり患者報告数は5.27人と前週(2.21人)から増加し、例年よりかなり高いレベルで推移しています。

手足口病の定点当たり患者報告数は1.61人と前週(0.45人)から増加し、例年よりかなり高いレベルで推移しています。



過去最多の報告数～A群溶血性レンサ球菌咽頭炎～

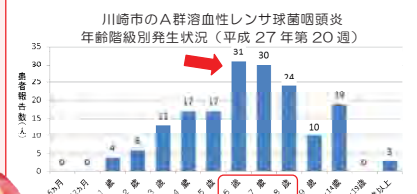
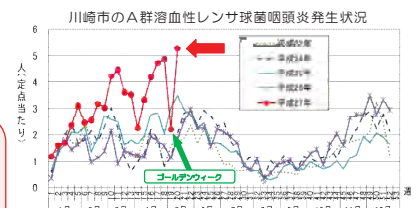
川崎市におけるA群溶血性レンサ球菌咽頭炎の定点当たり患者報告数は増加傾向で、第20週は5.27人となり、**平成11年のデータ収集開始以降、過去最多**となりました。特に、高津区や宮前区で多く、地域的な流行が発生していると考えられます。

年齢階級別では6～8歳に多く、小学校での予防対策(手洗いやマスクなど)が重要です。

どんな症状がでるの？

潜伏期間は2～5日、発症は急激で、咽頭痛から始まり、倦怠感、38℃以上の発熱、頭痛がみられます。小児ではしばしば嘔気、嘔吐、腹痛を伴います。

これらの症状がみられた際には医療機関を受診し、診断が確定した場合は、医師の指示どおり治療を受けましょう。



発行 川崎市健康安全研究所・健康福祉局健康安全部・各区役所保健福祉センター(保健所)
(問い合わせ先) 044-276-8250

今、何の病気が流行しているか！

【感染症発生動向調査事業から】



平成27年5月18日（月）～平成27年5月24日（日）【第21週】の感染症発生状況

第21週で定点当たり患者報告数の多かった疾病は、1) 感染性胃腸炎 2) A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 3) 手足口病でした。
 感染性胃腸炎の定点当たり患者報告数は6.42人と前週（6.33人）からほぼ横ばいですが、例年より低いレベルで推移しています。
 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎の定点当たり患者報告数は5.03人と前週（5.27人）からほぼ横ばいですが、例年よりかなり高いレベルで推移しています。
 手足口病の定点当たり患者報告数は2.06人と前週（1.61人）からやや増加し、例年よりかなり高いレベルで推移しています。



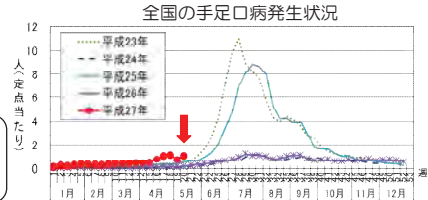
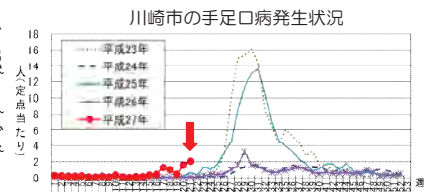
例年より早く流行開始か！？～手足口病～

川崎市では、手足口病の患者報告数が、例年に比べ1か月程度早く増加し始めています。今年はずでに、4月に2件の手足口病患者の検体が健康安全研究所に搬入されていますが、いずれも通常よくみられるタイプのコクサッキーA16というウイルスが検出されました。

手足口病の原因となるウイルスは数種類あるため、2回以上罹患するお子さんもいます。「手洗い」や「便の取扱い」などには十分ご注意ください。



手足口病は、主に5歳未満のお子さんでの発症が多く、患者の便からも長期にわたりウイルスが排出されます。脳炎・髄膜炎を発症するなど重症化することもありますので、注意が必要です。



発行 川崎市健康安全研究所・健康福祉局健康安全部・各区役所保健福祉センター（保健所）
 （問い合わせ先） 044-276-8250

今、何の病気が流行しているか！

【感染症発生動向調査事業から】



平成27年5月25日（月）～平成27年5月31日（日）【第22週】の感染症発生状況

第22週で定点当たり患者報告数の多かった疾病は、1) 感染性胃腸炎 2) A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 3) 手足口病でした。
 感染性胃腸炎の定点当たり患者報告数は7.45人と前週（6.42人）から増加しましたが、ほぼ例年と同じレベルで推移しています。
 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎の定点当たり患者報告数は5.30人と前週（5.03人）からやや増加し、例年よりかなり高いレベルで推移しています。
 手足口病の定点当たり患者報告数は2.39人と前週（2.06人）からやや増加し、例年よりかなり高いレベルで推移しています。



話題の感染症～中東呼吸器症候群(MERS)～

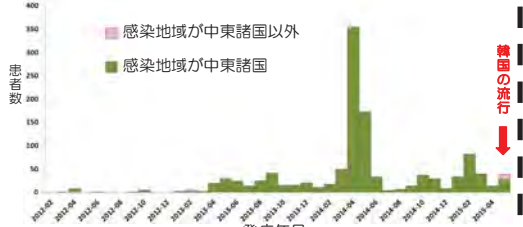
世界保健機関（WHO）に、韓国における初めての中東呼吸器症候群（MERS：マーズ）の患者が報告されました（5月24日付け公表）。感染した男性は中東諸国からの帰国者であり、男性の入院先を中心に感染が拡大し、6月1日時点で少なくとも18人以上の感染者が確認されています。

MERSは平成24年に世界で初めて確認された感染症で、主に中東諸国で患者が報告されています。主な症状は発熱、咳、下痢などで、特に高齢者や基礎疾患がある患者の場合、急性呼吸窮迫症候群（ARDS）を発症するなど重症化する傾向があります。また、感染源としてヒトコブラクダとの濃厚接触が考えられており、人から人への感染は限定的なものとされています。

気をつけたいこと！！

MERSの潜伏期間は2～14日（多くは5日）です。中東諸国から帰国後14日以内に、発熱や咳などの症状がみられ、医療機関を受診する際は、事前に医療機関のスタッフに渡航歴などを伝えてください。

世界における中東呼吸器症候群（MERS）発生状況（5月30日時点）



※出典：WHO (World Health Organization)

発行 川崎市健康安全研究所・健康福祉局健康安全部・各区役所保健福祉センター（保健所）
 （問い合わせ先） 044-276-8250

今、何の病気が流行しているか！

【感染症発生動向調査事業から】



平成27年6月1日(月)～平成27年6月7日(日)【第23週】の感染症発生状況

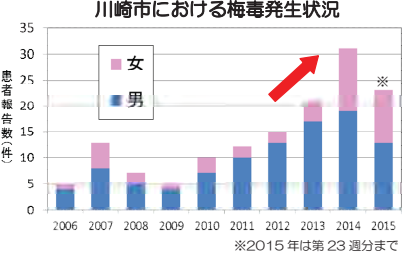
第23週で定点当たり患者報告数の多かった疾病は、1)感染性胃腸炎 2)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 3)手足口病でした。
 感染性胃腸炎の定点当たり患者報告数は7.48人と前週(7.45人)とほぼ横ばいで、例年と同じレベルで推移しています。
 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎の定点当たり患者報告数は5.64人と前週(5.30人)から増加し、例年よりかなり高いレベルで推移しています。
 手足口病の定点当たり患者報告数は2.76人と前週(2.39人)から増加し、例年よりかなり高いレベルで推移しています。



“梅毒”の患者が年々増加しています！！

梅毒は、性的な接触(他人の粘膜や皮膚と直接接触すること)などによってうつる感染症です。1967年には年間約11,000件の報告がありましたが、その後減少傾向が続いていました。しかし、近年では、1960～70年代と比較すると数は少ないものの増加傾向にあり、特にここ数年、女性の割合が増えています。

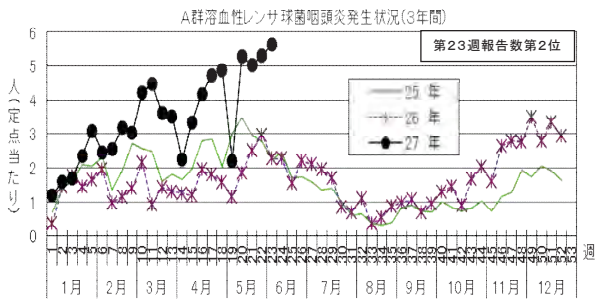
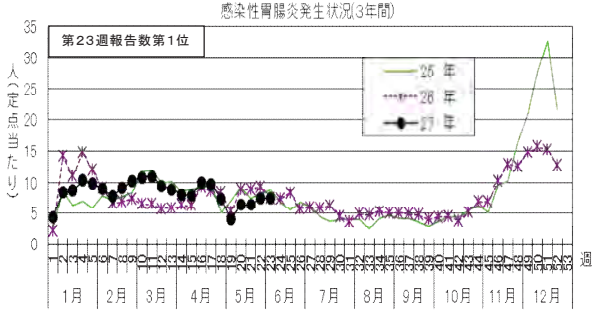
梅毒は、検査や治療が遅れたり、治療せずにいると、脳や心臓に重大な合併症を起こすことがあります。感染が疑われる場合は、早めに検査を受け、早期に治療を始めることが重要です。



「先天梅毒」ご存知ですか？
 妊婦が梅毒に感染すると、胎盤を通して胎児に感染し、死産、早産、新生児死亡、奇形が起こることがあります。これを、「先天梅毒」といいます。日本では前期の妊婦健診で梅毒検査が行われていますが、前期に検査陰性の妊婦が、分娩までに感染して先天梅毒となる報告も複数あります。妊婦健診をしっかりと受診し、その後の感染予防にも努めましょう。



発行 川崎市健康安全研究所・健康福祉局健康安全部・各区役所保健福祉センター(保健所)
 (問い合わせ先) 044-276-8250



今、何の病気が流行しているか！

【感染症発生動向調査事業から】



平成27年6月8日(月)～平成27年6月14日(日)【第24週】の感染症発生状況

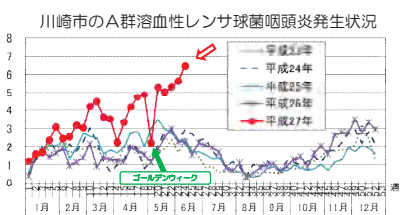
第24週で定点当たり患者報告数の多かった疾病は、1)感染性胃腸炎 2)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 3)手足口病でした。
 感染性胃腸炎の定点当たり患者報告数は7.88人と前週(7.48人)より増加しましたが、例年とほぼ同じレベルで推移しています。
 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎の定点当たり患者報告数は6.48人と前週(5.64人)から増加し、例年よりかなり高いレベルで推移しています。
 手足口病の定点当たり患者報告数は4.24人と前週(2.76人)から増加し、例年よりかなり高いレベルで推移しています。



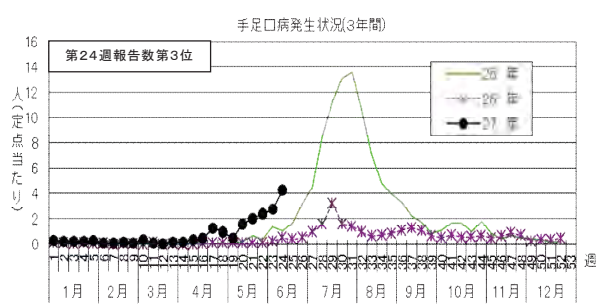
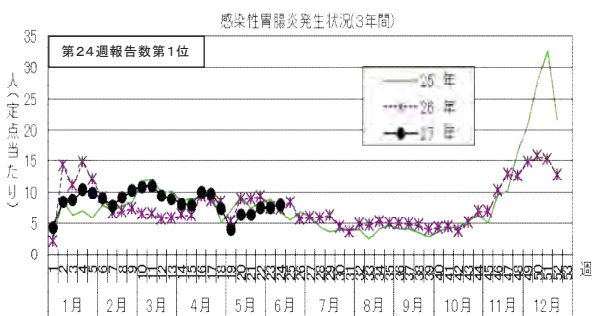
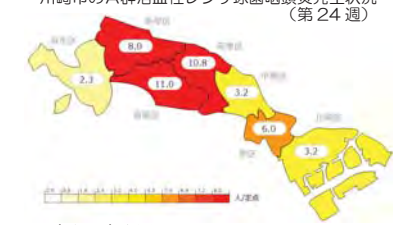
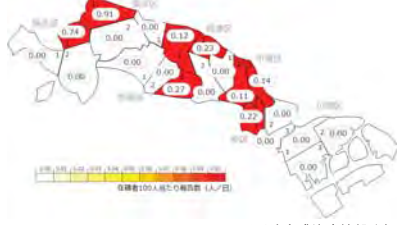
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎に注意しましょう！！

A群溶血性レンサ球菌咽頭炎の患者報告数は、全国的に増えており、川崎市においても例年に比べ大きく増加しています。第24週の定点当たり患者報告数は6.48人となり、平成11年のデータ収集開始以降、過去最多となりました。

特に、高津区、宮前区、多摩区などの北部地域を中心に流行がみられます。



学校・保育園等欠席者サーベイランス情報
 【溶連菌感染症の保育園児報告数*】
 ※在籍者100人当たり
 (平成27年6月12日報告分※6月16日13:40時点)



＜川崎市感染症情報発信システム(KIDSS)より＞
 発行 川崎市健康安全研究所・健康福祉局健康安全部・各区役所保健福祉センター(保健所)
 (問い合わせ先) 044-276-8250

今、何の病気が流行しているか！

【感染症発生動向調査事業から】



平成27年6月15日（月）～平成27年6月21日（日）【第25週】の感染症発生状況

第25週で定点当たり患者報告数の多かった疾病は、1) 感染性胃腸炎 2) 手足口病 3) A群溶血性レンサ球菌咽頭炎でした。

感染性胃腸炎の定点当たり患者報告数は8.24人と前週（7.88人）より増加しましたが、例年とほぼ同じレベルで推移しています。

手足口病の定点当たり患者報告数は4.91人と前週（4.24人）からやや増加し、例年よりかなり高いレベルで推移しています。

A群溶血性レンサ球菌咽頭炎の定点当たり患者報告数は4.00人と前週（6.48人）から減少しましたが、例年よりかなり高いレベルで推移しています。



手足口病とヘルパンギーナの報告数が増加中！

現在、手足口病やヘルパンギーナの患者報告数が増加しています。例年のピークである7月に向けて、患者報告数がさらに増加することが推察されます。

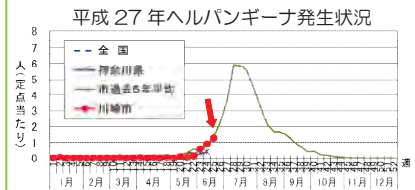
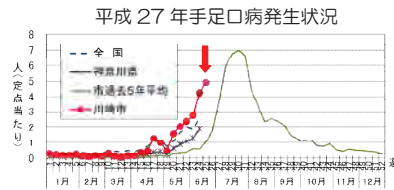
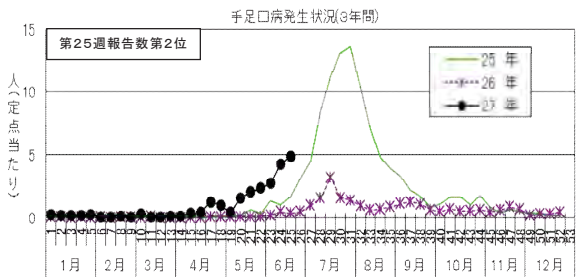
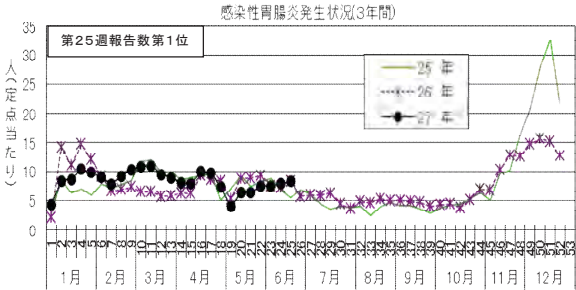
現在、5歳以下のお子さんの報告数が多いため、保育園や幼稚園等の集団施設では予防対策を徹底する必要があります。

～手足口病～

- ・潜伏期間：3～5日
- ・主な症状：手、足、口（口腔粘膜）などに水疱性の発疹がみられ、発熱は38℃以下のことが多い

～ヘルパンギーナ～

- ・潜伏期間：2～4日
- ・主な症状：38～40℃の突然の発熱が多く、喉（のど）の入口付近に小さな水疱性の発疹や潰瘍がみられる



“気をつけたいこと”

- ・症状が改善した後も便中に1か月程度ウイルスが排出されることもあります。特にトイレやおむつ交換の後には、よく手を洗い、便の取扱いには注意しましょう。
- ・口の中の水疱が痛くて飲食できないことがあるので、脱水症状に注意しましょう。



発行 川崎市健康安全研究所・健康福祉局健康安全部・各区役所保健福祉センター（保健所）
（問い合わせ先） 044-276-8250

今、何の病気が流行しているか！

【感染症発生動向調査事業から】



平成27年6月22日（月）～平成27年6月28日（日）【第26週】の感染症発生状況

第26週で定点当たり患者報告数の多かった疾病は、1) 感染性胃腸炎 2) 手足口病 3) A群溶血性レンサ球菌咽頭炎でした。

感染性胃腸炎の定点当たり患者報告数は6.85人と前週（8.24人）より減少しましたが、例年とほぼ同じレベルで推移しています。

手足口病の定点当たり患者報告数は6.18人と前週（4.91人）から増加し、例年よりかなり高いレベルで推移しています。

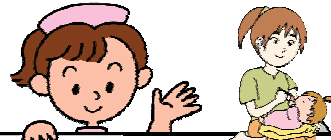
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎の定点当たり患者報告数は4.12人と前週（4.00人）からやや増加しましたが、例年よりかなり高いレベルで推移しています。



手足口病の流行発生警報を発令しました！

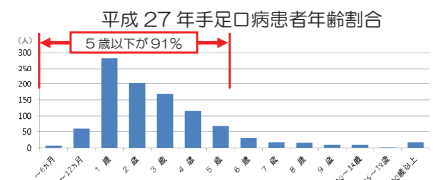
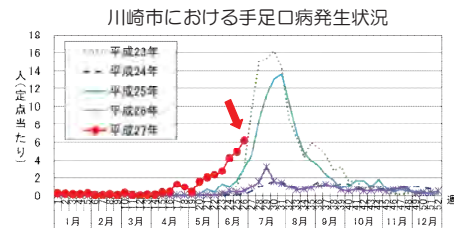
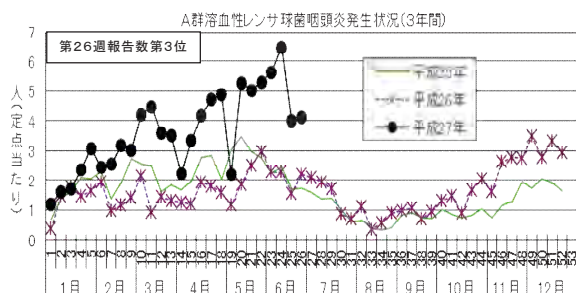
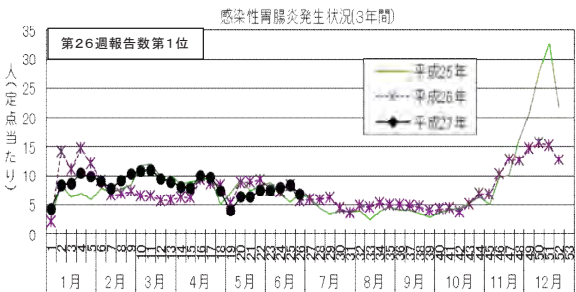
手足口病の患者報告数が例年より早いペースで増加しています。川崎市では、第26週の患者報告数が定点当たり6.18人と警報基準値（5人）を超えたため、市内に流行発生警報を発令しました。

例年のピークである7月に向けて、患者報告数はさらに増加すると考えられますので、手洗いなどの予防対策を徹底してください。



～手足口病で気をつけたいこと～

- ① 口内炎ができると、痛みにより飲食できなくなることがありますので、脱水症に注意しましょう。
- ② 症状改善後も、1か月程度ウイルスが便中に排泄されることがあります。
- ③ 手洗いの徹底及び便の適切な処理が予防対策の基本です。



発行 川崎市健康安全研究所・健康福祉局健康安全部・各区役所保健福祉センター（保健所）
（問い合わせ先） 044-276-8250